

## 日本ファシズム体育思想の研究 (III)

保健体育科教育教室 入 江 克 己

### はじめに

本稿では日中戦争の開始(昭和12年)から太平洋戦争の勃発(昭和16年)までの段階におけるファシズム体育思想を考察する。

この段階は人的資源開発政策、国民総動員運動、新体制運動など全般的なファシズム体制の強化に呼応してあらゆるファシズム体育のイデオロギーが動員され、展開されていった。それらのファシズム体育論には意志的体育論、労作主義体育論、国民学校体育論、皇道主義体育論、日本主義スポーツ論などがあるが、いずれもさまざまなファシズム・イデオロギーに追随した独善的、非体系的な論理によってつらぬかれている。この段階における百花争鳴ともいえるファシズム体育思想は、昭和16年以後の全体としての「日本体育道」思想へと凝集していくが、一応この段階をファシズム体育思想へ移行する第2段階としてみることができる。

### 3. 日中戦争の開始とファシズム体育思想の確立

#### 1. ファシズム体育制の強化

##### (1) 広田、林内閣のファシズム体育政策

軍内部の皇道派と統制派の対立、抗争は昭和11年の2・26事件による急進的な皇道派の敗北にもなつて統制派を中心とした軍部ファシズムが確立するにいたつた。その結果、国体明徴運動を通して軍部の政治的権力ならびに発言権は、軍部や在郷軍人等のイニシアチブのもとに次第に強化されていった。こうした状況のなかで昭和11年3月9日に「庶政一新」を政策理念にかかげた広田弘毅内閣が成立し、文相には平生鈞三郎が就任した。平生文相は、内閣調査会の答申にもとづく学制改革案を同年6月10日に発表するとともに、同年8月25日には「庶政一新」のスローガンを具体化した「七大国策要綱」を発表した。この要綱は主に(1)国防の充実、(2)教育の刷新ならびに改善が中心になっており、「国防の充実」ということの中には国防の基本方針である北進政策と同時に、南進政策をもふくめ、今後なお一層国策の樹立をはかつていくという重大な意味がこめられていた。

これは裏を返せばたんにソビエトのみならず、英米をも敵として国策が想定され、全面戦争に向けての方針を意味していた。「庶政一新」とは、全面戦争のための高度国防国家体制の基本理念にほかならなかつた。

またこの「七大国策要綱」とともに、昭和11年12月6日には教育の刷新改善策として教育内容の全面的な改訂の方針が明らかにされたが、その基本方針は(1)国体観念の明徴、(2)児童の能力に応じた教材配当、(3)低学年における合科教育、(4)作業教育の強調、(5)郷土教育の重視、(6)体育の合理化、(7)情操教育の徹底、(8)理科教育の改善、(9)数学の実用化というものであつた。これらの方針は一瞥して

明らかなように大正自由教育の方法的成果を吸収しながら国体観念の注入を柱に小学校段階における基礎教育と体育の充実、さらには教育内容の全般的なファシズム的再編を企てようとするものであった。

さらに文部省は(1)国防の見地、(2)青年期における教育の重要性、(3)産業上の見地、(4)教育の機会均等という観点から義務教育年限の延長を（8年制）を示唆したが、これは「将来の戦争は戦闘方式の変更に併い一兵卒と雖も自己の判断により適宜に行動する必要が一層加わり、近代兵器の進歩は之に応じた科学的知識の普及を必然に要求する。更に又将来の戦争は第一線に活躍する軍人のみの戦争ではなくて、国民全体の戦として国家総動員を必要とするであろう。従って国民一般に対する国家的意識の深化、体位の向上及知力特に適当な判断力の養成、科学的知識の普及等は、国防力の増進から見て一日も忽にすることを許さぬ」からにはほかならないとの認識によるものであり、国家総力戦に即応した教育の立て直しをめざすものであった。

しかし、平生文相によるこれら一連の学制改革案も軍部との衝突による広田内閣の互解（昭和12年1月23日）とともに立ち消えとなった。かわって昭和12年2月2日に登場したのは俗に軍部のロボット内閣とさえいわれた林銑十郎内閣であった。この林内閣はその政策の主眼に「祭政一致」をおき、政党内閣制の否定、行政権の強化、統帥権の独立、さらには軍部大臣武官専任制といったいわば軍部独裁の方向を打ち出す一方、自らも外相と文相を兼任するという独裁ぶりを示した。

この従来にない極めて濃厚なファシヨ的色彩をもつ林内閣の教育政策は、教学刷新評議会の答申を実現することを主眼とし、その具体化のために昭和12年9月8日に日本諸学振興委員会を設置したのである。この委員会の目的は、ほかでもなく「国体、日本精神ノ本義ニ基キ各種ノ学問ノ内容及方法ヲ研究批判シ、我ガ国独自ノ学問文化ノ創造、発展ニ貢献シ延テ教学ノ刷新ニ資スル」ことであつた。これと同時に文部省直轄の各大学、高専のほか公私立大学、専門学校等で「日本文化講義——別名国体明徴講座——が実施されていった。こうした林内閣のファシズム教育政策が急速に進展するなかで内閣審議会の廃止（昭和11年4月）の後、国策に関する総合的な企画機関としての機能を独自に果していた内閣調査会は、昭和12年5月には企画庁に再編成される一方、昭和12年5月に内閣資源局は「国家総動員準備の概要」を発表した。これはいわゆる人的資源開発政策の構想を明らかにしたものであったが、その概要は、人的資源というものの考え方について「国力の要素たるもの、即ち一国存栄に資すべき源泉を資源と謂う。分つて人的資源及物的資源と為すことを得よう。其の人的資源の育成、物的資源の開発こそは、実に一国存栄の要諦であり、国民福祉の条件である」といい、したがって「道徳の善美たることも寧ろ最も根本的なる有用の資源」であるとともに、「資源に関する問題は、畢竟之を如何にして育成開発すべきかを以て、最も重しとすべきであり、資源保育の問題は、正に資源問題の核心であると言わねばならぬ<sup>9)</sup>と述べている。

また陸軍省もやはり昭和12年5月29日に昭和16年までに基幹産業を計画的に振興すべきであるとした「重要産業五年計画」を発表し、「帝国ヲ主体トスルモ克ク日滿ヲ一環トスル適地適業ノ主義ニ則リ且ツ国防上ノ必要ヲ顧慮シ所要産業ヲ努メテ大陸ニ進出」させ、同時に「最も必要ト認ムル資源ヲ選ヒテ日支提携ニ依リ北支ノ資源ヲ開発スルニ努ム<sup>10)</sup>べきである」としている。

この人的資源論という合理主義と日本ファシズム理念がもつ非合理主義との矛盾についてはすでに指摘しておいたが、こうしてあらゆるファシズム政策が人的資源開発に向けて次第に凝集しはじめ、高度国防国家体制への再編成が急速に進行していった。しかしながらこの林内閣も昭和12年4月の総選挙の結果にみられるように、民政党の敗退とファシズム紛砕・勤労議会政治の確立をかかげた社会大衆党の進出といった既成政党の反軍部、反官僚主義的なムードのなかでその支持層を失

い、昭和12年5月31日に退陣を余儀なくされていった。

ところでこの広田、林内閣による体育政策は何を主眼としていたのであろうか。両内閣は基本的には、昭和11年の学校体操教授要目以後における体育を教学刷新評議会の答申理念にそっていかに具体化していくかを政策課題とし、その点に焦点がおかれていた。たとえば昭和12年2月11日の紀元節には「建国体操」が発表され、いわゆる体育の「日本主義」化が絶叫されるようになった。

そしてこの体育政策の日本主義化と並行して高度国防国家体制の人的資源としての国民体力の陶冶政策が改正学校体操教授要目をてこに実施されていったのである。昭和12年5月29日に公布された「青年学校体操科教授及訓練要目」はその一環であり、ファシズム体育政策のかなめであったといえよう。この要目は昭和11年3月19日に岩原拓、小笠原道生、栗本義彦、森秀、大谷武一、野口源三郎、二宮文右衛門、佐々木等、戸倉ハルを委員に約1年、10回の会議をかさねて創案されたものであったが、その政策的意図として高度国防国家体制下における軍事的能力（兵力）と産業的能力（労働力）の合理的陶冶にあったことが指摘される。委員の一人岩原拓は、この要目の性格について次のように記している。

「元来青年学校制度の創設せらるゝに至つたについては、我国青年の死亡率が諸外国の青年のそれに比して高く、然かも其の死亡するに至りし病因が死亡者の殆んど半数が結核であるということ。

壮丁検査の結果漸次甲種、乙種の合格が減少し、丙種、丁種が増加するの傾向に在り、其の理由が筋肉、視力の薄弱、其の他体質に原因するものなること。文部省の学生生徒身体検査の結果に依れば、身長、体重、胸囲の絶対数は漸次増加するも、体重、胸囲の増加率が身長の増加率に併わず、且近視、齲歯、腺病質等増加の傾向にあること等各般の事情により推断するに、青年の体位が漸次低下し、青年の病氣に対する抵抗力が薄弱なることを示し、国家将来のために深憂に堪へざるものがあるから、青年の健康状態を改善し、体位の向上を計、我国に絶対必要な人的資源を涸渇せしめざらんことが青年学校制度の積極的理由の一となつて居る。<sup>9)</sup>

同要目は男子の教材として体操器具を組合せた各種の障碍競争をその中心におき、男子の身体能力を軍事能力へ効率的に転移させることをめざすとともに、女子の教材については「保健整容の種目」をもって軍事能力を補完しようとしたのである。このことは戦時体制下における体力の創出が従来の体育の合理化を軸にしつつ、天皇制体制の精神的な支柱である家族主義の論理が付加され、男女の性的機能を意図的に分離し、陶冶するという方策のもとに行われたことを意味している。

この要目の公布以後、青年学校に対するファシズム体育政策はなお一層強化されていったが、それを示す一つの例として国防競技大会をあげることができる。この国防競技大会は、昭和12年に大阪毎日新聞社、第4師団の後援によって実施され、昭和13年には東京日日新聞社主催により第1回関東地方青年学校国防大会が実施されたが、こうした国防大会を媒介にしながら軍部との結びつきを深める一方、「そこにはただ団体行動の尊さを知ると共に『近代武道』たる国防体育運動を通じてその国策的意義を体験したとともに、この機会に従来のスポーツ観再検討の要あることを広く有識者に宣伝し、かつスポーツ選手制度匡正の急務を説きたい<sup>10)</sup>」といったように日本主義的スポーツ道へのイデオロギー的接近がはかられていった。

青年学校を中心とした軍事教育の強化は、学校体育全般のウルトラ・ナショナリズム化に多大の影響をあたえるとともに大日本連合青年団などのファシズム教化団体との癒着を深めていった。

## (2) 第一次近衛内閣の成立と国民精神総動員運動

昭和12年7月7日芦溝橋で日中両軍が衝突した。いわゆる日中戦争の開始である。国際的にも昭

和10年におけるイタリアのエチオピア侵略、同11年のドイツ、イタリアによるスペイン内乱に対する干渉に続くものであったが、さらに同13年にナチス・ドイツのオーストリア、チェコスロバキアに対する武力併合によってここに日独伊による帝国主義な世界分割戦争が開始されたのである。こうした状況のなかで林内閣の後をうけて昭和12年6月14日に成立した第一次近衛内閣は、当初戦争不拡大の方針を明らかにしていたものの軍部の圧力に屈服し、杉山陸相は同12年7月1日に「華北派兵」を表明するに至った。そして同年8月13日には上海事変が勃発し、戦争はいよいよ拡大の方向を辿っていった。その結果近衛内閣は、昭和12年8月24日に「国民精神総動員」運動の閣議決定を行い、9月13日には国民精神総動員運動に関する実施要綱を発表した。また同年10月には全国市長会、日本経済連盟、帝国在郷軍人会等の74団体をもって国民精神総動員中央連盟が組織されると同時に、県段階においてはその下部組織として実行委員会がおかれた。

近衛内閣は、これらの国民精神総動員運動を組織化することによって国民のあらゆる階層を教化し、かつまた教育のファシズム化を図っていったが、高度国防国家に向けての体制づくりは、必然的に軍事力の近代化、したがって軍需工業の合理化と生産力の拡充といった要求を生み、それは同時に教育制度や内容にわたる全般的な教育改革という課題を派生させていった。文相木戸幸一は、この課題を実現すべく臨時教育会議以来といわれる内閣直属の教育審議会を設置した。この審議会は主に国体理念への絶対帰一を目指すとともに青年学校の義務化を中心とした幼稚園、国民学校、師範教育について審議し、昭和13年12月8日の第10会総会にそれぞれについて答申をしている。答申は「皇道ノ道ノ修練ヲ旨トシテ国民ヲ錬成シ、国民精神ノ昂揚、知能ノ啓培、体位ノ向上ヲ図リ、産業並ニ国防ノ根基ヲ培養シ、以テ内ニ国力ヲ充実シ外ハ八紘一宇ノ肇国精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民ヲ育成センコトヲ期セリ」と述べているように、「皇道ノ道」に対する「絶対帰一」を基本理念とし、「産業並ニ国防」の「根基」を「培養」することによって「八紘一宇ノ肇国精神」を体現した「大国民」の育成することを強調したのである。その結果この観点に立った教科内容の再編成が意図され、「イ、東亜及世界 ロ、国防 ハ、郷土」の立場から内容を構成し、「知識ノ統合」とともに「訓練の重視」、「教授の振作」、「体位ノ向上」、「情操ノ醇化」が指摘されたのである。

一方日中戦争の開始以後の軍動員体制の強化にともなって産業部門における労働力の不足は、次第に深刻さを増していった。そのため政府は昭和13年3月に国民総動員法を成立させ、軍事的能力と産業能力の両面にわたる陶冶をより計画的、総合的に培養し、かつ合理的に配置する必要に迫られ、それが体育政策の根幹をなすようになった。例えば昭和12年10月13日に木戸文相は、体育運動審議会に対して「国民精神総動員ニ際シ体育運動上特ニ実施スベキ事項」を諮問した。

この諮問に対して同審議会は同年11月26日に総会で答申案を決定したが、そのなかで国民体育の理念に関して次のようにいっている。

「国民体育ノ目的ハ国民体位ヲ向上セシメ国民精神ヲ振作シ、国民ヲシテ真ニ国民タルノ自覚ノ下ニ克ク国家ノ要望ニ副フベキ健全有為ナル資質ヲ具ヘシムニアリ。コレ即チ国民ノ基礎ヲ培フ所以ニシテ、適正ナル国民体育ノ振興ハ寔ニ国家百年ノ大計タリトイフベシ。

殊ニ最近ノ世界情勢ハ国民体育ノ国家的意義ヲシテ益々巨重大ナラシメ、今ヤ国民体育ノ振興コソハ自覚セル国家ニ於ケル必須ノ重大国策タルベキコト、之ヲ列強諸外国ノ実情ニ徴スルモ極メテ明瞭ナリ。翻ッテ我国ノ世界ニ於ケル使命並ニ今日ノ地位ニ鑑ミ、而モ又近来動モスレバ国民体位ノ低下ヲ憂ヘツヽアル我国ノ実情ヲ顧ル時今日我国ニ於テ国民体育ヲ振興スルノ必要ナルハ正ニ何レノ時代何レノ国ニ於ケルヨリモ遙ニ喫緊切実ナルモノアルヲ痛感ス。<sup>69)</sup>

### (3) 第二次近衛内閣の成立と新体制運動

第一次近衛内閣のあとをうけた平沼騏一郎内閣、阿部信行内閣、さらには米内光政内閣等は独ソ不可侵条約以後の国際情勢をめぐる見解の相違、軍部との衝突、あるいは戦時体制下における国民生活の矛盾の拡大と経済政策のゆきづまりのなかで退いていった。そして昭和15年7月に成立したのは第二次近衛内閣であった。当時ドイツとイギリス、フランス、ポーランドとの戦端が開かれ、またイタリアが参戦するといったように、国際情勢は次第に全面的な帝国主義戦争の様相を呈し、それにつれて当初の不拡大方針とはうらはらに日中戦争も拡大と長期の一途を辿っていった。

近衛内閣はこの事態に対処するために就任直後の8月1日に日満支による大東亜新秩序の建設を国策の基本方針とすることを発表し、教育政策もこれを基本理念に皇国主義のイデオロギー形成の機能と同時に、労働能力、軍事能力の陶冶手段としての性格をあらわしていったのである。昭和15年9月24日には国土計画設置要綱が発表されたが、その第7項に総合的人口配分計画をあげ、都市配置に関する計画、職能別人口配分計画、地域別人口配分計画、総合移民計画等について明らかにしている。また昭和16年1月13日には人的資源の合理的管理と配置の観点から「人的政策確立要綱」を発表している。その政策上のねらいは(1)人口の永遠の発展、(2)増殖力、資源面において他国を凌駕すること、(3)高度国防国家における兵力と労働力の確保、(4)東亜諸民族に対する指導力の確保とその適正な配置にあった。こうして高度国防国家体制の確立に向けて人的資源開発政策が全面的に展開されていったが、このある種の近代主義的な政策理念は、藤田省三がいうように絶対主義的な天皇制国家原理と究極的にはあいれず、その矛盾のなかに天皇制国家の理念そのものが崩壊する契機がすでに含まれていたといえる。こうした矛盾をかかえながら、しかも長期戦時体制の維持と強化をはかるために人的資源政策を推し進めざるをえなかったのである<sup>9)</sup>。

政府は昭和15年8月28日に第1回新体制準備委員会を開催し、その会議で「新体制声明」を発表した。それは国民と政府の一体化と国民的総力が政治領域に集約されるべきことを説き、そのための具体的な組織として中央集権的な大政翼賛会の設立を明らかにしたものであった。以後「大日本産業報国会」(昭和15年11月)、「大日本青少年団」(昭和16年1月)、「大日本言論報国会」(昭和16年12月)等あらゆる文化的領域と職域を支配するファシヨ的統制団体が組織され、「新体制」化が展開されていった。

こうして戦時体制下における国民の相対的な窮乏化と帝国主義戦争の遂行という矛盾を陰蔽するために東亜を欧米の帝国主義列強から解放するという大アジア主義イデオロギーがもちだされねばならなかったのである。

### (4) 国民学校令と体錬科の性格

昭和16年4月に教育審議会案による国民学校が発足した。この国民学校の創出という教育制度の再編は、その教育目的として「国民学校ハ皇国ノ道ニ則テ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス<sup>10)</sup>と規定しているように皇国主義イデオロギーにもとづく国民教化政策の再編にはかならなかつた。つまりこの国民学校の創出は、「満州事変いらい顕在化した国内矛盾を帝国主義戦争によって打開すべく、軍部独裁のもとにファシヨ化の一路を邁進してきた歴史的過程の、教育における集大成<sup>11)</sup>であり、「天皇制ファシズムの教育体制の完成<sup>12)</sup>を意味するものであった。この立場から皇国主義教育の内容を編成する基準として(1)教育全般における皇道の修練と国体観念を深化させること、(2)国民生活に必須な知識、技能の体得、情操の醇化と健全な身体を育成すること、(3)日本文化の意義を闡明し、東亜および世界の大勢に関する理解と皇国の地位ならびに使命に自覚

することをあげている。そしてこれらを実現するために教科カリキュラムにおける分科主義を廃し、合科主義教授の原則にたち国民科（修身・国語・国史・地理の統合）、理数科（算数・理科の統合）、体錬科（体操・武道の統合）、芸能科（音楽・習字・図画・工作・裁縫・家事の統合）、実業科（農業・工業・商業・水産の統合）という5大教科の構造に再編されたのである。

ここには明らかに大正新教育の遺産である近代的な合科教育の論理が吸収されるとともに非合理的な国体観念への絶対帰一という本来矛盾し、対立すべき異質の理念が並置されている。このことは言い換えれば「新教育の自己疎外」意味し、かつまた「天皇制ファシズム教育が、たんなる絶対主義教育の要素だけで自己を貫徹することができず、ブルジョア教育に基礎をおく合理的な近代教育方法を体制化しなければならない事態<sup>93)</sup>に陥ったことをあらわしている。この矛盾は、天皇制教育そのものの矛盾ではなく、天皇制体制の根源に存在するものであった。その結果国民学校においては「異質の思想が無責任に癒着しあい、個人と全体、科学と神話、自発性と服従などが無雑作に結合しながら、基本的には人間性、知性、科学に背を向け、国民の自発性に対する恐怖にみちながら、ファシズム権力に隷属する人間<sup>94)</sup>の教化がめざされたのである。そして体錬科は、「身体ヲ鍛錬シ精神ヲ錬磨シテ濶達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ実践力」を養い、かつ「皇国民トシテ必要ナル基礎的能カノ錬磨育成ニカムベシ<sup>95)</sup>との教授方針をかかげる一方、その内容は軍隊の歩兵操典を基準に徒手各個教練、徒手部隊密集教練、礼式(単独、部隊の敬礼、閱兵、分列)、指揮法、陣中勤務等の軍事教練と武道によって占められ、ここにおいてすでに学校体育は拡散し、崩壊したといえよう。

#### (5) 厚生省の設置と国民体力法の制定

高度国防国家体制の要求に即応した人的資源開発政策の一環として昭和13年1月に厚生省が設置され、また昭和15年8月には国民体力法が制定された。この厚生省の設置ならびに国民体力法の制定は、いうまでもなく戦時体制下における労働者、農民の極限なまでの喰潰しと磨滅、それともなう壮丁体位の低下ならびに労働力の量的、質的な低下という矛盾の解決を目的としていた。戦時体制下における若年労働力の大量採用と超時間労働、半封建的地主制度下の過重労働と生活条件の低質性、さらには出稼労働による低賃金と過重労働は必然的に壮丁体位の慢性的な低下をもたらす主要な原因であったが、それらの矛盾は戦争の拡大とともに深刻の度をふかめていった。

この事態を背景に厚生省は設置されたのである。厚生省の設置問題は、すでに大正11年に社会不安の緩和という社会改良主義的意図をもって内務省社会局から「社会事業、労働行政、保健制度を掌る社会省」の設置計画案として提出されていた。この厚生省の組織的整備にいたるまでには体力、壮丁体位の改善にその目的をしぼるべきであるとする陸軍側と社会政策的意味をもたせようとする近衛内閣および一部内務官僚とのあいだに対立があったが、最終的には厚生省の目的として「国民体位の向上」と「国民福祉の増進」がかかげられ、また機構面では「体力局」と「労働局」とを並置することによってその矛盾を解決しようとした。そして体育運動審議会は、厚生省の附属機関として位置づけられたが、このことは体育政策における統一的視点の欠如という欠陥を修正し、総力戦体制下における国民体力政策への凝集というかたちで全般的なファシズム体力政策機構のなかに具体的に組み込まれたことを意味する<sup>96)</sup>そしてこのねらいから大日本体育協会のファシズム的再編がすすめられていったのである。昭和15年5月に大日本体育協会は文部、厚生両大臣に対して「体育新体制樹立に関する建議」を提出したが、同建議は、(1)政府は体育国策を樹立し、国民体力錬成のための全国的な官民一体の体育体制を確立すること、(2)体育行政の一元化を図ること、(3)学校体

育の指導方針を具体化することを骨子とし、その目的のための協会組織の再編に応じた。国民学校制度の創出を柱に厚生省の設置と国民体力法の制定にいたる過程は、体育が教育政策のわくを逸脱し、その教育的概念を捨象することによって軍事、労働力政策に吸収され、解消されていく途でもあった。

#### (6) 地方におけるファシズム体育政策の進行

第二次近衛内閣によるファシズム体育政策は、地方における体育の策に急速に浸透していった。

例えば山形県の場合、昭和12年7月12日に同県知事は同県の体育運動審議会に対して「現下ノ情勢ニ鑑ミ県民体位ノ向上ニ関シ執ルベキ方策如何」を諮問したが、この諮問に対して同審議会は次のように答申した。

「国家興隆ノ源泉ハ実ニ国民ノ優秀ナル体位ト旺盛ナル士気ニ俟ツモノ極メテ多く、旺盛ナル士気が強健ナル身体ニ基ツクヤ言フ俟タズ。而シテ国民体位ノ低下ガ国運衰頽ノ前兆ナルハ古今東西炳トシテ史実ノ明示スル所ナリ。

抑モ現下ノ国民体位ヲ按ズルニ最近文部省ノ示ス統計ニ明カナル如ク学生生徒及児童ノ身体ハ形態方面ニ於テハ稍増大ノ風アルモ體質方面ニ於テハ寧ロ低下ノ傾向アリ、又壮丁ノ体格ハ近年甲種乙種ノ合格者漸次減少シ丙種丁種ノ者次第ニ増加ノ傾向ヲ示シ、現役ニ服シ得ザル身体上ノ欠陥ヲ有スル者全壮丁ノ約四割ヲ算スルニ至ル。此ノ実情ハ誠ニ国家将来ノ為憂慮ニ堪ヘズ。特ニ本県亦其ノ例ニ洩レズ壮丁検査ノ成績ニ於テモ第八師団管下中最下位ニ在リ誠ニ深憂ニ堪ヘザル所ナリ。更ニ青年ノ思想ヲ顧ルニ、近時時局ニ依リ稍々緊急ノ気分アルモ、明朗雄健ノ気魄ニ乏シク、真ニ青年タルノ責務ヲ自覚セザル憾ナシトセズ。

今ヤ我が国刻下ノ情勢極メテ重大ニシテ、内ニ經濟上思想上ニ幾多ノ問題アリ、外ニ今次支那事変ニ依ル国際関係益々複雑多難ヲ極メ実ニ国民ノ一大決心ヲ要スル時局ニ直面セリ、此ノ秋ニ際シ挙国一致時難ヲ克服シ肇國ノ理想実現ヲ期スル為国民体位ノ向上ヲ図ルハ緊要ナル責務タリ。

体位ノ向上ハ其ノ方策多々アリト雖モ、現下ノ実状ニ鑑ミ一般民衆ニ対シテ、真ノ体育的自覚ヲ促スヲ以テ最モ急務トス即チ体育運動ヲシテ従来ノ如キ専門的跛行的ナルヲ排シ、之ガ普遍化通俗化ヲ図リ、且各個人及団体ノ実情ニ即セル健康生活ノ自主自律的態度ヲ確立セシメ、併セテ保健衛生栄養改善等ノ指導施設ヲ整備シ、之ガ徹底的合理化ヲ期スルハ最モ緊要ナルコトト信ズ。之ニ依リテ百拾万県民一心同体トナリ、各自体位ノ向上ヲ図ルト共ニ志氣ヲ振作シ質実剛健ノ県民性ヲ発揚シ現下国情ノ要求スル有為ノ国民トナリ、以テ聖慮ニ対ヘ奉ランコトヲ期スルモノナリ。

現情ニ鑑ミ左記各項ノ実行ヲ期スルコト極メテ緊要ナルモノト認ム。』<sup>7)</sup>

ここには身体をふくめ全人格をファシズムの論理によって吸い上げようとする姿勢が適確にあらわれている。この観点から体育の「指導方針」に「挙県一心ニ体育、衛生、栄養一如ノ県民体位向上運動ニ参ジ村ニ之ヲ自覚セザル家ナク家ニ之ヲ実践セザル人ナカラコトヲ期ス<sup>8)</sup>」と述べているが、体力政策がいわゆる「家」制度を媒介にしながら実施されたことを示している。そしてその「実践要項」の「学校ニ於ケル対策」として次の事項をあげたのである。

「(一)学校体操ノ重要性ノ認識(二)指導者養成ト指導ノ完成(三)各種運動競技ノ適當ナル指導ヲ図リ、特ニ運動精神ノ発揚ニ努ムルコト(四)学校体育ノ指導機関ヲ拡大強化スルコト(五)課外運動ノ実施(六)戸外運動其ノ他戸外利用ノ奨励(七)女子体育ノ重要性ニ鑑ミソノ施設ヲ拡充スルト共ニ一層適切ナル指導ヲ図ルコト(八)我が国固有ノ武道ヲ奨励シ特ニ志氣ヲ振作スルコト(九)冬期間ニ於ケル体育運動特ニ「スキー」ノ奨励(十)夏期特別指導期間ヲ設置シ学科ノ復習並ニ作共ヲ制限シ水泳、

登山、「キャンプ」遍歴採集等専ラ体育的衛生的施設ニ利用スルコト(二)体力検査並ニ競技検査ノ実施(三)体育簿使用ノ普及ト活用(四)国家的記念日等ニ当リ集团的体操ノ実行ヲ奨励シ、体育ノ一般的普及ヲ図ルト共ニ国民精神ノ振作ニ努ムルコト(五)選手制度ノ合理化(六)過勞ノ防止<sup>(9)</sup>

また「民衆ヘノ対策」では「(一)個人体育運動(二)一般家庭体育運動(三)青年ニ於ケル体育運動(四)女子青年団、婦人会、其ノ他職業婦人団体等ニ於ケル体育運動(五)工場、鉱山、会社ニ於ケル体育運動<sup>(20)</sup>をあげている。

一方宮城県では昭和12年9月に県知事（菊山嘉男）を実行委員長とし、教育界から第二高等学校長（阿刀田冷造）、宮城県師範学校長（萱場今朝治）等30余名を委員とした「宮城県国民精神総動員運動実行委員会」が組織されるとともに昭和13年6月10日には「宮城県教育是」が決定された。この教育是は次のようなものであった。

「国民精神ノ振作 一 聖旨ヲ奉体シ国民道徳ノ振作ヲ期スベシ。一 国体觀念ヲ明徴ニシ、忠君愛國ノ精神ヲ作興スベシ。一 敬祖崇祖ノ念ヲ培ヒ、敬虔報謝ノ誠ヲ効スベシ。

県民性ノ陶冶 一 藩祖公ノ雄志ヲ景仰シ、進取発展ノ志氣ヲ振起スベシ。一 質実剛健ノ氣風ヲ助長シ、堅忍持久ノ精神ヲ更張スベシ。一 自立自営ノ精神ヲ涵養シ、勤勞愛好ノ風尚ヲ発揚スベシ。一 連帯責任ノ觀念ヲ養ヒ、共存共榮ノ実ヲ挙クベシ。

教育ノ時代即応 一 情操ノ陶冶ヲ重ンジ、公明ナル人格ノ修業ニ努ムベシ。一 科学的思想ノ啓培ニ努メ、産業經濟進展ノ素地ヲ養フベシ。一 体育ノ普及徹底ヲ図リ、国民体位ノ向上ヲ期スベシ。<sup>(21)</sup>

こうした教育の是はその他の各県においても定められていったのである。

## 2. ファシズム体育思想への転換

### (1) 意志的、自律主義的体育論

日中戦争以後のファシズム体育体制の強化に呼応してあらゆるファシズム体育思想が展開されていった。それらはいずれもファシズム体育政策に追随し、ファシズム体育政策をいかに合理化し、正当化するかその腐心に満ちていた。

昭和11年12月号の「体育と競技」誌は、「2596年体育運動界回顧」を特集しているが、そのなかで今村嘉雄は、昭和11年当時の学校体育を次のようにふりかえっている。

「二月事件以来、自由主義的教育思想は全く一転して、民族主義的教育思想と、新しい人文主義的教育思想が擡頭してきた。

教育思想のこの転換はやがて体育に対する認識をも更新せしめた。単なる知的教育にとゞめをさし、人格教育に対する実践的活動が展開されるに至るや、教育者は一般に体育を深く考え、教育の根柢として体育を認識せんとするようになった。

此の認識を更に深めるべき幾つかの現象が我々の前に現われた。壮丁の体位の低下。学生の健康状態の悪化。更に少青年一般の肉体的並びに精神的頹廢等々。これらの憂慮すべき数々の現象は、政治家、学者、教育者をして、体育問題の打開を痛切に要求せしめた。而してこの運動が『国民保健の確立の要望』として展開されるに至ったのである。(中略) 世界の諸国家の対立関係は何時戦争を巻き起こさないとも限らない状態にある。体育はかゝる好ましからざる機会に於ても、敢然として戦い得る兵士と、国民との氣力と氣魄を作らねばならない。而してこのことに一人一人の体育者が自覚して、『国家のために』働くならば、恐らく学校体育の飛躍は本格的なものとなるであろう。

『祖国のために体力を養え！』この言葉をもって、吾人は多忙であった1936年を諸君と共におく

ることにしたい。<sup>22)</sup>

こうした認識は、体育思想全般を支配していたものであった。大石峯雄も「今次の事変（支那事変——註）は、只に日本の安全ばかりでなく、東洋百年大計を樹立し、東洋に於ける永遠の平和を求めんとするところにある。而してこれこそは正しく我国の最高目的である。我等は今此の国家の最高目的を個々人の目的とし、『時局の重大性に鑑み、堅忍不拔の志操を堅持して』今後如何なる艱難にも堪え、国家のために奉公の誠をいたさねばならない時に至っているのである<sup>23)</sup>と述べるとともに、この支那事変という国難の時局に際して「先ず吾々に対し体育観の転換が要求せられる<sup>24)</sup>とし、全体主義、国家主義的体育思想への転換を強調したのである。

「これまでとても、体育が国家政策的支配下にあったことは勿論であるが、併し必ずしも之が明瞭なる認識の下に行われていたとは云い得ない。体育観の完全なる転換を要求する理由はここにある。近衛首相は9月11日の国民の覚悟を速した演説に於いてこのことを闡明している。『国家の最高目的をもって個人の目的とす』べしとは明かに全体主義の立場である。我等は、独逸の如く、強いて国民社会主義をとくまでもなく、要すれば何時でも此の全体の立場に立つことが出来るのである。身体のためとか、個人のためとか、或はスポーツそれ自身のために体育を行うと云うことは決して全体主義の立場ではない。こゝに於て、先ず国家的立場を第一にして、国家の凡ゆる成員を対象とする国民全体の体育が行われねばならないのである。従来如く自由な立場にある体育は、それを実行すること自身も亦個人の自由に任される。併し全体的立場では、個人が体育によって、産業部門に働き得る基礎的能力を養い、更に益々必要に迫られている国防能力の基礎を得ることをもって、個人の国家に対する義務とする。此の認識のものに先ず吾々は体育観の転換を要求しなければならない。(中略)日本の体育が日本精神によって貫かれねばならないことはあまりにも当然であるが、その当然なるものを最もよく実現するに、皇軍や銃後の人々によって示された忠誠を活きた教訓として日々の体育の道としなければならない。(中略)戦時体制下であつて国民精神的総動員計画が行われんとしている。体育は行わずることによって此の総動員計画に加わらねばならない。先ず我等は全体的立場に立つ体育観の下に、堅忍不拔の態度を確立し、同時に享乐的、頹廢的態度を一掃して、現代に順応し得る人間形成を企つことを第一の目標とする。従つて戦闘的種類の遊戯を一層多くし、持久的活動力を計画的に養い、武道の様な戦闘的態度を鍛錬し得る教材に対しても特別の考慮を払いつゝ実践するがよい。国防能力を養成するために、更に統制のとれた団体訓練、秩序ある団体の活動、団体的野外演習の形式を加味することも亦望ましい。これ等国防的基礎能力の養成と共に忘れてならないことは産業のため、労働のための準備である。労働奉仕、勤労を含む身体的労作、これ等は是非体育の方面からも考慮しなければならないものである。そして結局は、此の難局が如何に永くならうとも、吾等は十分それに耐え得る少青年を教育する必要がある。<sup>25)</sup>

こうして日中戦争以後における皇道主義理念と高度国防国家体制の要求する人的資源開発政策とを折衷しようとする意志的体育論、心身一如論、労作主義体育論、国民体力論、日本主義スポーツ論等あらゆるファシズム体育論がまさに怒号のごとく主張されていったのである。

#### 篠崎謙次の意志的体育論

昭和7年に篠原由希子によって主唱された人格主義もしくは意志的体育論は、想像以上の影響をあたえ、さまざまなファシズム体育論の根底をなしていた。篠崎は「体育要論」(昭和11年～昭和12年)において人格と意志の陶冶という観点から体育論を主張したが、それも篠原理論のうえに立つものであった。

篠崎は、まず身心一元論の立場から「精神、身体は到底分析的に考える事を許され得ない全体<sup>(26)</sup>」であり、それがゆえに精神ならびに身体を対象とする体育も分析的にはとらえきれず、その全体性において把握すべきであると述べるとともに、この全体としての精神、身体は人格的に表現されなければならないと次のように主張している。

「体育は身体文化としての諸種の運動形式を利用しつゝ教育としての身体教育を企図するものである。而もたしかに教育としての身体教育は、健康にして強健、完全にして健全なる身体諸機能、調和的、美的な肉体を形成する事をその重要な領域とするであろう。けれ共斯る形成の過程に於て生々たる精神の交流を生ぜさせない限り、換言すれば身体運動に於て実体たらざる心をより高き教育理想に向けつゝ表現せざる限り精神 (Geist) の発展として生成せられた身体であり得ず、人格表現としての教育と凡そ縁遠い存在となるであろう。<sup>(27)</sup>

つまり篠崎は、「一切の体育は健康ということから出発する<sup>(28)</sup>が、しかしながら、もし「現代体育がこゝに初まって、又ここに終止しているならばわずかに体育の条件を満しているだけに過ぎない<sup>(29)</sup>」のであって、人格陶冶と結合した健康の実現を根本理念とすることによって体育は存在しようというのである。

「現代教育が求むる處のものは、こゝに出发点において人格表現としての身体を創造し、充分力強い身体を以て強い意志と行動との密なる関連を保たせることである。(中略) 之を教育理念に向って次第に高次なる中心移動をなすべき健康を出发点とする身体教育が体育であり、それ故人格実現、全人的完成を企図しつゝ、それに必要な身体的条件を満たしつゝ、主として身体運動を利用する教育活動が体育であるという事が出来る。<sup>(30)</sup>

篠崎がここでいっている教育理想とは、「精神が調和的に発展して完全なる理性化をなすこと、(中略) 即ち精神又他面より之をながむれば身体であるが故に『夫があるべき精神身体を含める完全なる人間の姿』に求めん<sup>(31)</sup>」ことであり、それは同時に人格陶冶を意味すると規定している。この観点から篠崎は、(1)体育の理想とする人格陶冶はいかにして可能か、(2)その体育の独自の領域は何かを問題にし、第一の問題である人格陶冶について篠崎は、人格を個性の理念から「人格とは普遍的な個性である。而して之等の普遍的個性は、それぞれ個体としての身体に表現せられるものであるが故に、第一に人格は身体を基礎としている。<sup>(32)</sup>したがって「この意味からすれば人格の実現は、必ずより高き身体の多方的発展を予想し、而も体育独自の領域が此身体の多方的発展を通じて行われるものであるが故に、体育が単に基礎的な身体の発展特に健康を目指すこと、それ自身でさえ人格陶冶への増築工作が可能となるではないか<sup>(33)</sup>」という。

そして篠崎は、第二の問題については身体を情意のもとに制禦しつゝ(1)健康、(2)技術(堪能)、(3)作業力を追求するところに体育の存在理由があり、かつその過程で人格陶冶が実現されると次のようにいっている。

「情意も——それは精神の中核を為すものであらうと思われる——それ自身内部に存するものに非ず。他との関係に於て存在し、殊にそれは行動という衣をつけて身体的に表現せられるものである。(中略) 然るに体育の手段とする處のものは、常に行動を如何に表現するかという問題にあるが故に(即ち速く、力強く或いは粘り強く、美的に等)身体的情意の方向に発動する事を修練しつゝ多くの身体文化に堪能となり、之等の価値を個性の中に実現し、以て情意を陶冶する事が出来るのである。故に一度内に実現せられたる価値は、常に人格価値として止揚せられ、それ故一切の身体運動、特に技術は人格的な意味を内在して単なる軽業師の技術や或は動物の技術と区別される。即ちそれは常に行動という意志の場面、情勢に依って形成される能であるからである。ここに初めて

私は体育に依る人格陶冶が可能である事にまで到達するを得た。然らば体育が独自の領域に於て之を追窮するとは何か。即ちそれは前にもあげておいた如く、身体条件を満たしつゝ教育を行う事である。身体的条件とは第一に健康であらねばならない。第二に堪能である。第三に作共力<sup>34)</sup>であると。

篠崎は体育における人格の陶冶を健康、堪能、実行力としての作業力の統一においてとらえ、特に技術、すなわち堪能であることそれ自体が人格を意味し、「精神が動作に現われ、人格が技術に表現せらるるとはかゝる自己（精神、身体を含む）と行動的環境内の物とが吾人の人生、或は生活の中で重要な意味を見出した時<sup>35)</sup>であり、したがって「体育が其の特質として身体文化たる身体運動のある体系（陶冶材）を利用する限り、吾々は技術の問題を度外視する事は出来ない<sup>36)</sup>と人格陶冶の根幹に技術、堪能をおき、その人格的意義について次のように主張したのである。

「体育に於てこの堪能さ——ひいては技術が人格を目指さねばならぬ事は馬の走やバツタの跳躍のような自然的能力、或は軽業師の如き外形的な空虚な技術と区別し得る最後の条件である。即ち体育としての技術は、それが意志の自己表現であり、精神と肉体との寸分隙なき統一であり、静止せる人格が直ちに全き動としての人格にまで表現せられる事ではなければならない。つまり創造としての自己表現が技術に現われ、それはやがて自己の個性の中に於ける陶冶価値の実現となって人格価値にまで高まるのである。<sup>37)</sup>

このように主張した篠崎は、従来の体育には人格陶冶という観点が欠落していると批判するのである。

「かくの如く体育の指導精神を教育の理念たる『人道をして完全なる小宇宙にまで実現して行く永遠の過程』、即ち『完全なる人間』を仰ぎ、その理想を人格陶冶において健康や堪能、作業力等を之が一つの身体的条件として必然的に通過せねばならぬ関門とするならば、従来体育が取り来った立場、即ち技術に初まって技術に終り、健康に初って健康に終るが如き立場を捨てなければならない。(中略) 現代体育が人格陶冶を強調する所以のものは、その独自なる立場が本質的に人格の陶冶に寄興され得るものであらねばならない。過去の体育がこの点に於て運動を単なる運動として考え、技術を技術として単に健康だけにしか寄興し得ぬと考え、そこに体育をして益々皮相的なものに流れさせ、いたずらに技術とレコードの奴隷に墮せしめたのである。ここに現代体育がその使命を新しい考え方から出発して求めようとし、人格の陶冶にその使命の本質を見出した理由がひそんでいる。<sup>38)</sup>

そしてさらに篠崎は、教育における意志の不在を批判するとともに非常時を打開しうる創造力と実践力とをかね備えた人物の登場を要求するのである。

「現代が正に国家非常時を以て任じ、凡ゆる方面に危機的場面に直面しているとすれば、現代ほどかゝる各方面の危機的場面に打開し得る創造力と実践とを切望している時はあるまい。即ち誤れる方向を辿る一切の文化領域に対して活発に働きかけ、之を是正し、文化をして本来の意味にまで引きもどし、真に人類の為に役立つとする試みが為される事を待っている。かくて文化に中毒せる人間共を救済せんとする時、何としても建設的、創造的、実行的な人間を必要とし、かゝる人間は又同時に旺盛なる意志力の所有者であらねばならぬ関係より、教育に於ける意志の問題は時代的色調と共に益々その重要性を加えるのである。<sup>39)</sup>こうして篠崎は、意志に裏打ちされた運動、行動、活動を要求し、「学校体育は疲れ切った生活の中に世紀末的、未稍的文化に陶醉しつゝ次第に力の意志とを失いつゝある現代人に新しい活動と燃焼力を興えようと試み、身体の自然的発達を憧憬しながら強い意力を培わんとしている。

行動が品性の陶冶になくなくてはならぬものであり、意志陶冶の原理であることを多くの教育学者が承認している限り、運動に対して全校的活動を要求する学校体育は意志の陶冶に最もふさわしい形態を具えているといわねばならない<sup>40)</sup>と述べる一方、体育の究極的な目的について「新らしい学校体育は、自己を残りなく表現して無我の境地へ迄導入する事に依って其魂を純化し、一定方向へ向う處の意図 (Vorsatz) を生ぜしめて之を全我的にその実行或は完成へまで導かんと企てているのである<sup>41)</sup>と結んでいる。

篠崎のこの人格主義を基調として健康論、技術（堪能）論、意志の陶冶論は、明らかに篠原理論の系譜をひくものであった。

#### 石山脩平の自律主義体育論

篠原の意志的体育論と一脈相通ずる体育論を主張したのが石山脩平である。石山は、「最近教育思潮と体育——体育の陶冶価値に関する新見解——<sup>42)</sup>（昭和13年）のなかで「自律と統制」、「全我活動」の過程に人格的意味をみ、その立場からファシズム体育に理論的基礎をあたえようとした。石山は、「最近教育思潮の要望する陶冶価値といっても、その実は最近の社会情勢の要望する陶冶価値である。教育は、常に社会の動向を背景とし、社会の要求する所を意図的・計画的に子弟に於て実現せんとするからである。この見地から、先ず最近教育思潮の要望する陶冶価値は、自律と統制との総合である」と教育思想の傾向をとらえ、この自律は自律的人格の本質的契機であり、かつまた統制は社会的人格の本質的な条件を構成するとし、次のようにいっている。

すなわち「人格という概念には、既に『自律的』という条件が本質的に含まれている。自律的でない人間は、奴隷又は物品と同じく、他の手段であってそれ自身の独立自存の価値を具えていない。

故に倫理学に於ては自主独立の人格を中心概念とし、それ自身目的であって他の目的的手段でないことを人格の本質としている。教育学に於ても自律的人格は、究極永遠の目的であり、時と處とを超越して常に妥当する陶冶理念である。この理念を堅持して、子弟の『自己活動』を尊重し、『自発性』を要請するのが教育理念の公式である。

労働教育も、動的教育も、生活教育も、其他各種のプラン、メソッドも悉く子弟の自律を根柢とせぬものはない。自律によって自律にまでとは、実に教育の不動の原理であり、最近教育思潮の特に力説する所である。」

「自己活動」といい、また「自発性」といい石山も大正自由教育の理念を受け継うとしているが、彼はこの自律に対して統制とは「社会的人格の本質的要件」であって「人格は自律によって人格たり得ると共に、社会によってのみ人格たり得る。

人間存在の最大の特色は社会的存在であり、他のあらゆる生物に比べて、最も複雑、緊密な社会をなし得る所に人間の優位があり、言語や道徳を初めとして人間の特にすぐれた性能は社会生活の優越性に因由する。そして社会生活の枢軸——社会形成の必須要件——は協同・服従・規律・犠牲・奉公等であって、これ等は一括して統制と名づけることができる。統制こそは社会成立の枢軸であり、社会的人格の要件である」と述べている。

そして石山はこの論理から「社会のあらゆる形態の中で最も完全強力なるものは国家」であり、したがって統制とは、同時に国家的統制を意味し、最近の国家主義生活<sup>43)</sup>にとって不可欠であると述べるとともに、しばしば自律と統制とは矛盾し、相対立するものとして解釈されがちであるが、両者は統一的に把握されるべきであるという。

「自律が誤って放縱、恣意に墮するならば、統制を破壊し、統制が誤って外的強制に陥るならば

自律を脅威する。然しながら真の自律とは放恣ではなくて、寧ろ自発的に統制に服することであり、真の統制とは強制ではなくて、自律的人格の協調である。放恣は国家を脆弱にし、強制は国民を萎縮させ、卑屈にし、弾力を失わしめる。自律と統制との綜合こそ、現代の国家が、従ってまた現代の教育が、最も切実に要望する所である。」

石山はこうした自律と統制の概念から「体育は統制を訓練し易いと共に本来自律に根ざして居り、この両面を綜合すべき最適の特徴を具えている」と体育をとらえ、その方法原則について「(-)子弟が自発性に燃え立ち、自律的に体育を求めている場合には、それを導いて統制的に活動させることによって、自律と統制とが綜合せられる。(二)子弟が初めの間、気が進まずして、いやいやながら体育をやっているように見える場合には、統制から入って、統制の下に活動させている間に(その所謂ウォーミング・アップによって)漸次に気乗りがして来て、本来潜在していた本能的要求が眼醒めさせられ、何時の間にか自律的に活動するようになり、かくして自律と統制とが結合する」という。

一方石山は、体育の教育的意義を「自己表現及び自己認識」、「全我活動」、「労作的学習」の観点からとらえ次のように指摘した。

まず石山は、表現は「(1)人生の根源的要求」であるだけでなく、「(2)社会関係成立の必須条件」であると同時に、「(3)教育成立の必須条件」であるのとらえるとともに「表現の教育的価値は第三に自己認識に存する」とみたのである。そしてこうした意味をもつ表現の関係において「体育は自己表現の機会を興え、相互理会の増進を助け、教育の可能条件を充足する所に、その教育的価値が存在すると指摘したのである。また「全我活動という観点からは(1)「全我活動とは知情意の精神機能の全的活動を意味する」、(2)「全我活動とは心身一如の活動を意味する」、(3)「全我活動とは物心一如を意味する」と述べ、それらの世界が体育においていずれも具現されていると次のようにいつている。

「現代の社会が、また現代の教育が、分業の進化と教科目の分化とを益々促進して、動もすれば精神活動と身体活動との分離を招来し易いことを思うのとき、体育によって心身一如の全我活動を鍛錬することは、愈々重大な社会的・教育的意義を有するのである。(中略)鉄棒もボールもバットも竹刀もすべて我が魂の延長として、我自身の分身として、我と一つに働かされることこそ体育の理想である。かくして現代の教育が最も強く要望する物心一如の全我活動を、体育がよく修練し得る所に、その教育的価値が保證せられるのである。」

また「労作的学習過程と体育」について石山は、ガウディッヒの説にもとづいて労作過程を(1)目的の自覚、(2)計画の樹立、(3)その実現、(4)結果の反省という一連の過程においてとらえ、この労作過程に対応して(1)「体育はその動作の目的の自覚を尊重する」、(2)「体育は計画樹立の訓練を重視する」、(3)「体育はその目的・計画の実現に当って、さきに列挙した諸条件——自律と統制との結合、自己表現と自己認識、全我活動——を充たしつつ、理想的な活動を覚ませる」、(4)「体育はその動作の後に於て、それを反省することを重視する」ことから体育は労作の過程と合致すると指摘したのである。

#### 高尾菊雄の体育と歴史的人間論

高尾は、「体育の現実的構造」<sup>(3)</sup>(昭和15年)において人間論を中心にすえ、その観点からファシズム体育論を主張した。

高尾は、「体育の現実的構造の解釈学的、存在論的研究によって体育のGrundを明らかにし、体育研究の出発点としての一考察としたい」と述べるとともに、「体育の現実的構造を明らかにする前提として、先ず人間の規定さら第一歩をふみ出す<sup>(4)</sup>べきであるとし、人間を三つの類型、すなわち(1)自然的人間、(2)歴史的人間、(3)形而上の人間の視点から規定し、それらの人間観と体育の関係について

て次のようにいつている。

すなわち自然的人間の視点からは、「自然人とは、肉体との心の合一として人間を考察しようとする」のであるが「然れども体育の対象とする人間は、かかる肉体と心との関係として人間より一步進んで、歴史的人間にまで高まらなければならない。ここに於いて体育は、体育という名を負うに値いし、人間教育に項献し得る」という。

また「歴史的人間とは、一言に歴史の創造者としての人間」、「自由の歴史を造り出す人間」であり、「ここに体育の現実性が存在する」という。

換言すれば、自然的人間を歴史的人間へと媒介するところに体育の存在理由があると主張するのである。

自然的人間は、結局「体育される人間」であるが、歴史的人間は「むしろ進んで体育する處の人間」、「自己自身を作り出す、云わば体育を創造する處の人間」であるにとらえ、さらにこの歴史的人間の在り方として次の三つに分類したのである。第一に歴史的人間は「自由選択の可能性を有し、自己自身を未来に於て歩む行く人間」であり、また「自ら進んで内部から自覚的な体を鍛えて行く人間である。」第二に歴史的人間は「動作する人間である。従って未来を有する人間」であり、「時間的な人間である。かくの如く歴史的人間が動く人間であり、時間的構造を有する時、歴史的人間を対象とする体育は、時代と共に進展して行く側面を有する。」そして第三に「歴史的人間は、孤立した唯一の存在と考えることは出来ない。他の歴史的人間と共に国家、社会を造つてのみ存在し得るものである。ここに体育の社会性が存在する。而して社会的、国家的人間としての歴史的人間は空間性を有つ。即(1)環境人、(2)言語人、(3)芸術人、(4)道徳人、(5)人格人である。」そして高尾は、「体育人が一般の人に比して国家観念に優れ、愛国心に燃え、人とつけ合つてよい気持等と云う諸徳性はこの歴史的人間の範疇に於いて初めて理解し得る」という。

一方高尾は、第三の人間観である形而上の人間について「形而的人間とは、一言に絶対者に接触する限りに於ける人間」であると規定し、「然して人間が絶対者の域へ行く道は多々あるであろう。然れども体育に於ては体育することに依つて、即ち体育を通して絶対者に接触することであらねばならない。即ち運動練習に精神し、苦しみ、迷いぬいて絶対の域へと近づくものである。他者の力に依存するものではなく、絶対的的自己依存であり、自己の力に依らねばならぬ。即ち自己を作り出す意味での歴史的人間を通して高まると云う事が出来よう。かくしてこそ、形而上の人間としての人間は、体育の対象となり得るものであるのみならず、体育はこの形而上の人間をも対象としなければならない」と絶対境への没入の方法手段として体育をみたのである。こうして高尾は、「体育の発展過程は、自然的人間を基礎として「歴史的人間にまで高まり、歴史的人間としての使命を果すことに依つて、形而上の人間の域に近づき得るのである」と主張したのであるが、高尾のこの歴史的人間観と体育観は、それがいかに紛飾されようとも、現実には天皇制を政治的基盤とする超国家主義体制を是認し、そうした体制に向けて個の存在を捨象する媒体として体育を規定しようとしたのである。そうした論理は、以下に展開される高尾のファシズム体育論の根本をなすものであった。

高尾はこうした人間観を背景にして「体育の有する可能的存在」について論及しようとしている。彼は「可能的存在としての体育の目的は、超時間的存在として考えられる側面であり、現在のみが存在する属性でも、過去のみが存在する属性でもなく、体育に於ける全過程に亘つて常に存在する」ものであり、「依つて又、可能的存在としての体育の目的は普遍的なものであり、ここに体育の本質を見出すことが出来るであろう」という。これに対して体育の「現実的存在は個体の存在であり、時間的であり、社会性を有している。従つて又、体育の目的はここに於いては普遍的目的のみに止る

ことは不可能である。かくして体育をこの現実の世界に生命を有するものと見る時、体育は動くものであり、生成発展するものとして吾々自身の上に存在する。その目的は現実的である」という。さらに高尾は、体育の対象、目的を体育学の成立基盤と体育の目的的考察において論じようとしたのである。

高尾は体育学の成立如何という問題を人間学に求め、先述の自然的人間、歴史的人間、形而上的人間という自らの人間観をカントのそれに対比させ、「カントの所謂人間学の対象は、自然的人間であり、実用的人間学の対象は、一部は自然的人間に属し、他の一部は歴史的人間に属し、形而上的人間は観知的性格の持主」であるが、体育の人間学的対象は、たんに自然的人間、歴史的人間、形而上的人間のうちいずれか一つの人間ではなく、「三者一体としての人間」を対象するものであると次のようにいっている。

「即ち一言に自然的人間を基礎とし、これを通して歴史的人間に高まるとせば、而して自然的人間の考察は、主として生理学に依るも、歴史的人間の考察は、生理学のみでは不充分であるとするならば、三者一体としての人間を対象とする体育は、従って、次の命題に至らなければならない。『体育の方法は生理学（或は心理学）的側面に、その目的は哲学的・教育学的側面に求むべきである』と主張し得ると思う。」

他方その「目的的研究——主として現実性の考察」において体育の目的を(1)自己自身においた場合、(2)自己外においた場合とに分け、自己自身においた場合の体育は主に自然的人間が対象になり、「それ故に従って自然的人間の要求を充さんとするものが考察される。即ちここに於ける体育の目的は、主として自己の健康と云うことが第一条件となり、次に作業能の増進・堪能等であり、最高の自己目的として、より精神的なものが考えられるであろう」と規定しているが、高尾は、体育の目的はたんに自己自身にかかるわけだけでなく、第2の自己外の目的に止揚されるべきであるとし、そこで問題とされる対象は、「歴史的人間——自然的人間と形而上的人間を同位概念としての歴史的人間」であるとする。そして高尾は、この歴史的人間を対象するが故に「而してここに於ける体育の目的は、歴史的人間としての要求であり、国家の為、社会の為としての目的が第一条件として擡頭し、意志・人格にまで、国防の基礎・民族の発達改善等の諸目的が挙げられる」と述べ、体育目的の民族的、国家的基盤を指摘したのである。

ここで改めて指摘するまでもなく、高尾は明らかに国家的、民族的要求を具備した歴史的人間を人格的人間とし、そうした人物を体育の究極的な目的としたのである。彼は「至誠に富み、熱情に燃え、闘志に充ち、体力、精神力に益れた人間（三者の相の統一体としての人間）を現代日本は要求している。主として自己の為にその目映を求めた体育も、現代に至って著しく趣きを異にし、自己目的として考えられた健康も、作業能も高度に要求され、且又健全なる国家観念及び鞏固なる精神力と体力とが要求される」と述べるとともに、この観点から国家主義的、鍛錬主義的な体育を合理化しようとしたのである。

また高尾は「現実的根造に於ける体育を対象とし、目的とする人間は、歴史的人間、即ち自己自身を作り出す、而も国家社会の為に自己を作り出す人間であった。かかる人間を対象とし、かかる人間にまでの体育は、従って単に現在の自己の状態を維持、保存する程度にまで止らず、鍛錬主義を取らざるを得ない。集团的の体育を批判的に考察しながら、現実的構造に於ける体育実行方法としての鍛錬主義を明らかにしたい」という。彼は「無条件的に集団の形に於いて所謂鍛錬主義なるものを取ることに同意し難い」とたんなる集団の形態による形式主義的な鍛錬を否定し、「集団の体育は一つの固定した形式であり、心理的要素を有しては無い。個性的でない。それは個人の発達を

促進するよりむしろ束縛するものである。一定の形式に凡ての人を従わしめんとするものであり、或人には余りに弱く、或人には之に反して余りにも強いものとして健全なる体育の方法を興え得ないであろう」と批判したのである。そして高尾は、「我々は国家の為に、全体の為に自己を犠牲にする精神を持っていなければならない」ことはいうまでもないが、この犠牲的精神は形式的な集団によっては培養しえず、個と集団との有機体論的な結合によってはじめて実現される。すなわち「個人と集団は、相即不離の関係のもち、生命を共している。個人の死は集団の死であり、翻って集団の死は個人の死であり、集団の一体体としてのみ個人の存在の意義を有し、集団なくしては個人は存在しない」がゆえに「集団の中に於ける自由な活動体」として「個性に応じた鍛錬主義」が歴史的に要求されると主張したのである。

この高尾の論理のうちには大正自由体育の方法理念である。個別主義が倒錯したかたちで挿入されている。それは社会有機体説にもとづく個人観にほかならない。

#### 大石峯雄の体育と民族共同体論

身体運動に対する哲学的把握からファシズム体育に理論的根拠を与えようとしたのが大石峯雄であった。大石は「哲学と体育運動」（昭和15年）のなかで総体としての体育運動の意味とその本質的な説明は個別科学によってしても不可能であるとの前提から出発し、次のように主張した。

「体育運動の対象は人間全体である。それ故に体育運動の意味及び本質についての問題は、心理学を含む諸特殊科学の証明をもってしても到底解答しつくせるものではない。そこでこの問題は如何にして我々の身体（Körper）が機能を営み、人間の成長及び人間の機能を保持し、促進させるために我々は何をなすことができるかというような問題に解答を興える方面とは全異った問題と法との方面にすゝまねばならなくなるのである。<sup>44)</sup>

では「特殊科学の助けをもって解決することのできない問題<sup>45)</sup>へと接近する視点はなにか。それを大石は、「生の形而上学」、「美的考察」、「道徳」であるが、「体育運動の哲学は、正しくは次の二つの部分を包括しなければならぬ<sup>46)</sup>という。

すなわち「その第一の部分は、人間学、哲学的人間学及び、それは同時に心意の哲学であるところの肉体の哲学を論ずるものであり、更に身体の運動の理論及び練習の理論にも及ぶものでなければならぬ。第二の部分は、体育運動が及ぶかぎりの範囲において、共同社会及び共同社会の形式を取扱う理論と、更に此の形式を含みつゝ拡大するところの理論に関係するものでなければならぬと思う。<sup>47)</sup>

第一の問題である「心意の哲学」について大石は、この身心関係はデカルトによってあらわされ、両者の関係は二元的に把握されるにいたったが、この二元論によっても「体育運動の十分なる哲学的基礎づけをなすことは不可能<sup>48)</sup>であり、その根本的理由は「肉体の内的な生命的な原理である心情を欠いているからである<sup>49)</sup>とその限界を指摘している。そして大石は身体と精神、肉体と心情の対立を克服し、かつ止揚する契機を「生命」、「運動」に求め、「この両者の統一の表現をわれわれは生命と云い、運動というのである。有機的統一感情をしているものは生あるものにかぎられる。有機的統一感情はしかし、意識の統一から厳密に区分されるべきである。有機的統一感情は無意識の統一感情であり、この無意識の統一感情と意識の統一こそは、われわれが身体と精神との対立の代りにあかねばならぬところの対立者である。<sup>50)</sup>

身体と精神を統一する媒介的契機を無意識の統一感情と意識の統一においてとらえた大石は、その統一は練習によってはじめて可能となり、練習によって実現された統一感情そのものが象徴的身体への高揚を意味すると主張したのである。

「心情と肉体に対しては、統一的観察の仕方、即ちそれに応ずる一定の方法が必要である。この仕方はどうしても象徴的方法でなければならぬ。

われわれは心情を肉体に関係づけ、肉体を心情に関係づけることによって、両者を判断し、それらを象徴に把まねばならぬ。

心情のかよえる肉体は、練習によって著しく高い点に到達する。肉体を仕上げるものは練習である。練習は、自然的な肉体が必然の法則をとって、更に高められて肉体の自然にもどり、いわば肉体を完成するところのはたらきのようなものである。肉体の修練は、練習された肉体に導くこと、即ち完成されたところの強力なる肉体に導くことである。而して自然のままの肉体が、練習をつんで再び自然化された肉体へと復帰するところに重大な意味が存するのである。体育運動は、練習という要素をうちに含むことによって、本来の意味における遊戯から区分される。又熟練なる肉体として、練習することが肉体に帰還するという点で、労働と区分せられる。労働においては、なされた努力は再び主体に復帰することなく、寧ろ仕事の方面へと集中し、客観的なものの形式にうつつてゆく。即ち主体から切りはなされて、主体から独立せるものをつくりだす。しかるに体育運動においては、その努力はつねに主体に復帰する。ここでは、肉体は自己自身のために労働したのである。

練習によって、肉体は我々が望んでいるように力強く、且つ美しくなる。しかし、それは肉体をばその最高の可能性又は最高の現象に到達せしめるためのプロセスたるにすぎないのである。<sup>[51]</sup>

たしかにスポーツ実践は、大石がいうように物質的な生産的实践とは異なり、その対象的契機のなかに他在化されることはなく、自己完結的な純粹活動として直観的現在において充足されることを本質としている。つまりスポーツ実践の過程で駆使される諸能力は、その行為の過程で直ちに枯渇することではなく、むしろその遊戯的空間をますます拡大させ、それに対応して諸力も発展させる。

これに対して生産的实践の過程で投入される諸能力は、生産対象のなかに深く浸透し、外化しつくされる。その意味において大石の主張には全面的に否定しえないものを含んでいたが、大石は練習による「自然化された肉体」への回帰の彼岸に民族共同体をみようとしたのである。すなわち大石は、体育の目的としていわゆる「作業能」が絶対化される時、共同体の意識を構成する心的世界を喪うと述べ、ここに体育運動の理論が「共同社会及び共同社会の形式を取扱う」べき根拠があるという。体育目的としての「作業能」の限界を大石はこう指摘している。

「体育運動の意味が誤られ易い場合が二つある。若し運動練習及びそれをもってなされる作業能が次第に空虚なものへと向って働くときには、それは単に肉体のこころよい自己満足たるにすぎなくなるであろう。既に新体操の名のものによばれているところの欧州のGymnastikはこのあやまりを冒しているのである。他方において若し作業能をもって過程的な要素を考えずに、究極の目的として取扱うときには、そのとき肉体は身体に下ってしまわねばならぬであろう。その場合、もはや肉体が練習されているのではなく、一定の目的のために身体が動かされ、或は修練されているのである。

機械体操はたしかに此の危険をうちにふくんでいる。運動場で、われわれがこの危険に敗れたときには、歡喜の精神は失われ、すべて冷たく、且つ無味乾燥になしとげられ、それは霜のように練習者のうえに降りてきたり、名誉心や自負心のようなものだけがちょうりょうする。而もこの作業能は運動場場で通用する目的である。本来それは相対的な目的であるのに、それを絶対化するのたましいのかよえる肉体と肉体を含むところの共同社会である筈の運動場が心的なものを失ってしまうことになる。<sup>[52]</sup>

そして大石は、ヤーンの求めたものは「作業能を媒介とし、而も本来的には、力と力との真剣な対抗であり、且つ歡喜と喜悅にひたるところの団体競技<sup>53)</sup>の世界であり、「かゝる意味における体育運動 (Leibesübungen) の原理は、『美における生活』でもなく、又『健康や、すっきりした体格』を得んとする願望でもなく、むしろ民族社会におけるいきいきとした、喜ばしい生活<sup>54)</sup>にほかならないという。この立場から大石は、個人の肉体は「全体性という肉体<sup>55)</sup>から隔絶せられたとき、「それは最早『肉体』ではなく、孤立せる『身体』であり、物体に等しい<sup>56)</sup>と述べるとともに「体育運動をばKörperkulturという言葉をもってするのは、それは共同社会的な原理をもたず、それ故に生命的とはいえない<sup>57)</sup>と主張している。

こうして大石は、「以上の如く体育運動が熱心な活動で、又意味深い活動として、共同社会と分離することのできないものであるとするならば、そこでこの社会が民族であるとすれば、我々は、体育運動の究極の意味を政治的なものであるといわねばならぬ。勿論政治的という言葉は、普通に用いられる政策ではない。それよりも一層深淵な一層純粋な意味においてである。ことに、われわれは、体育運動における政治的という言葉が、祭政一致の意味『政治』からくる言葉であることを証明しなければならぬ<sup>58)</sup>と体育運動の政治性、すなわち民族共同体的性格を強調したが、大石のいう民族共同体とはいうまでもなく大東亜共栄圏を意味するものであった。

「スポーツが単に個人のすき、きらいによって行われ、それが専ら一部分の学生、生徒の熱狂事として行われているようでは、スポーツの国家的役割を果たしたことはない。また現代スポーツには、民族的意味がとぼしい。ほとんど政治的性格をもっていないとまでいえる。しかし、今や個人主義的なイデオロギーをもって終始していたところの近代スポーツ観を蟬脱して、秩序ある民族を形成するためのうるわしい団体的体育観にたつた、我が国の体育運動を再構成する必要にせまられている。『学徒隊』の使命はそれではないか。

青年隊の学徒隊に対する関係が、国家に対する関係にまで拡大されたとき、それは民族のリアルなものを顕わにする根據となるであろう。秩序づけられた青少年を外にして、いづくに強力な国家が存在し得よう。秩序づけられた国民を外にしていづくに雄大な新東亜建設の理想をみることができよう。<sup>59)</sup>

#### 浅井浅一の技術論

大石がいわば体育運動における練習の問題をとりあげ、そこに共同体の原型をみようとしたのに対して浅井浅一は、技術の過程に身心一如の体験的境地を発見しようとしたが、それは篠原助市の技術=堪能論の枠をこえるものではなかった。

浅井は「技術練習解剖論<sup>61)</sup>（昭和15年）のなかで次のように述べている。彼はまず技術の問題を論ずる視点について「技術は現代に於いては、確かに考察さるべき問題である。体育の領域でも、技術文化として、体操の機械器具、スポーツ用具、等から、人間知性の発展を研究して見ることも確かに興味ある問題であろう。併しこゝです。この様な技術の客観化を論じようとするのもない。

今は、技術の客観的研究よりも、寧ろ技術練習の体験的過程を解剖してみようと思うのである。

（中略）技術練習を只バラバラに解いてみることはできない。それは、技術練習に於ける、『体験の解剖』と『内省の分析』を試みようとするものである。即ち拂典の言葉を借りるならば、技術練習に関して回光返照して見ようと思うのである」と技術の主観的世界を明らかにすることであると述べるとともに、「然も、この技術練習の解剖には、体育の方法論的研究の意図がある」という。

ところで浅井は、技術を「心術の過程」としてとらえ、「我が国では、昔から『技術は心術なり』

という。この心術という言葉に強いて倫理的内容を含ませて考えなくとも心術とは、心を工夫することであって、これが又技術の目的に到達する唯一の道であり、此の道程こそ、誠の技術練習なのである」と述べている。そして彼は、技術としての心術の過程を「興味」——「遊ぶ」——「凝る」——「姿勢」——「呼吸」——「心のゆとり」——「境地」という一連の心的世界の変容においてとらえようとした。浅井は、それぞれの過程について次のようにいっている。すなわち「如何なる技術の練習に入るにしたところで、入門の第一関門は興味である。

興味なる練習は、単に体が動いて居るということに過ぎない。又興味と云っても、衝動的興味に終始するならば、その練習は永続しない。即ち興味の消失と共に、技術的関心も、進度も消失する。興味なき技術の蓄積はやがて消失する運命にある。

他律的教育の欠患が、それを証明している」と技術的現象の成立に不可欠な条件として興味を指摘したのである。そして技術の様相の第二段階は、遊ぶこと、つまり「自由に愉快地に、勝手に放ち遊ぶ」状態であり、次に凝ることから姿勢（フォーム）の研究に移行し、呼吸をつかむという過程を辿るとしている。

「秀れた人の姿勢を模倣するのも、其の人のフォームの合理的客観性をよく批判して模倣するならば、それは上達の一方法となるのであってその模倣を通して、その人の深奥あるものに近づくことが出来る。その結果はその人の技術の呼吸を呑みこむことになる。呼吸とは、技術の骨、即ち『勘どころ』である。この呼吸を会得する頃になると、技術的には漸次、相手の人から分裂する。そして会得した自分の呼吸によって、走り跳び、蹴上をすることになる。呼吸を会得すると、或る運動を色々の点の総合によって理解していたものが、その運動を或る一点で体得直観することになる。

（中略）技術練習も茲に至ると、練習は他律的より自律的になる。指導をうけるより自分のプランで練習する様になる。

運動の呼吸を飲み込むと、今まで一つであった運動が、幾つかの運動要素に分析され始める。一つの運動であったものが、幾つかの運動の、一連の結合運動を練習するという風に考えられることになる。」

呼吸をつかむ段階から技術的要素の自動的な結合が行われ、「思いがけなく、技術が出来た時の気持は、桶の底が一度に脱けた様に、闇の日の前が、一時に明るくなった様に、素晴らしい喜びを感じる。この練習を更に続けることによって、技術は漸次正確となってゆく、終に練習の結果、最初不可能と思われた技術も、大して心を用いなくても、容易に、機械の様な正確さに於いて出来る様になる。身体のマカニズムの神秘性を体得する」ことのできる段階に到達し、浅井は、この過程を「主観的に『心のゆとり』が生れると、客観的には、自己の物化が完成する。身体の動きが、自然の方測に合致するに至ることを自覚する」過程として規定する一方、この「心のゆとり」を「無碍の境地」としてみたのである。

「此の技術練習も進むに従って、これまで身体の部分に向けられた心は、即ち身体に集中するという意識は漸次稀薄となって来る。ついには心は身体をはなれて、或る空の一点に向けられる様になる。その向けられる空の一点が技術の呼吸の勘どころである。（中略）若し此の一点の体得の精進が、絶えず努められるならば、やがて、心はその一点をはなれるに至るであろう。試合に於いて、思わず神技を現わし、意識せずして蹴る時に蹴り、投げる時に投げる臨機応変の活動こそ、心が或る一点をすら離れた時の境地である。或る物のこだわる心の消失した無碍の境地である。その時こそは、心は手になく、脚にもなく、暗夜に物を探るが如く、渾心これ心である。」

そして浅井は、究極的に技術の世界をこのように理解するとき「身体は、精神の顕現様相である

と体育の本質をつかれた篠原教授の言葉がここに生命あるものとして我々に迫って来る」と結んでいる。

昭和11年から15年にかけて主張された意志的体育論、自律的人格の陶冶と全我活動主義的体育論、歴史的人間の養成と国家主義体育論、体育における民族共同体論、さらには心術論等はこの間に鼓吹された民族主義体育論、労作主義体育論、国民学校体育論のほかいわゆる身心一如主義体育論が国民体内論、日本主義スポーツ論などさまざまなファシズム体育論の思想的原理となっていた。

## （2）新人物論と民族主義体育論

### 二宮文右衛門の新人物論

昭和3年前後の「新国民」論、昭和9年前後における「新日本人」論——例えば大石峯雄の「学校体操の理念」（昭和10年）——に続いて「新人物」論が唱導されていった。この新人物とはいうまでもなく日本ファシズムの理念を実現しうる人物であり、その立場から本能や感情、ある種の動物的野蛮性が即自的に承認され、従来の体育は主知主義、理性主義であるとして否定されていった。

二宮文右衛門もそうした批判者の一人であった。

彼は、「新学校体育論」（昭和11年）において従来の教育を次のように批判した。

「明治より大正を経て昭和の現代に続く、主知主義教育の必然的産物なる知識偏重は、吾人の生活に如何なる燃焼力を興えたであらうか。力強い生命の展開に如何に奇興したであらうか。憶い茲に到るとき誠に寂寥の感を抱かざるを得ない。否、寧ろ危惧の感を起さざるをえないのである。全く廃虚に等しい生活、その生活の中に涯しなき理論的彷徨を持続せしめた許りでなく、更に恐るべき人間的危機を招来せんとしている。単なる理智は生活の打開に対して何等の迫力をも有っていないのである。概念的思考は徒らに迂遠なる思索力を発展せしめはするが、同時に人間の精力を消盡する所のものであって、決して人間生活の一切を率いて進まんとする意欲の緊張に興り得るものではない。

現代、概念の世界に誘惑せられた多くの青年を見よ。彼等が如何に現実の世界を處理するに無気力であり、活発なる弾力と燃焼性とを失いつつあるかを。此の理性偏重の傾向の最も著しいのは都会であって、都会人の軟弱無気力の弊風は或は日本民族を滅亡にまで導かんとしているのではないかとさえ危まれるのである。かかる弊風は今や単に都会人の間にのみ見られるのではなくして、更に地方人に迄及び、従来地方人の中に僅かに残存せられていたところの人間的生活力の根本なる純粹にして強大なる意欲をも消失せしめんとしているのである。

世は挙って非常時を叫び、国民の覚醒と奮起とを要望することまことに切なるにもかゝらず、この打開に対して中堅的位置にある現代青少年は唯徒らに感傷的生活にひたり、文弱の風に流れ、所謂物の用に立つべき質実剛健の風を全く捨ててかえりみない現状にある。<sup>(62)</sup>

農本主義、反都会主義の観点からこう批判した二宮は、未開人、古代人のように「強壯なる体軀、燃えるが如き生命の中に生づいて<sup>(63)</sup>いる知と行の合一を説くとともに「現代教育学は、徒らにあらゆる本能を、感情を、そして更に旺盛なる意欲を虐げ、唯一重にその理性化のみを理想とし、旺盛なる自然の中から如何に真の意味に於ける動物的理性が発現し来るかを忘れ、凡そ機会ある毎に人間に於ける自然的なるものを抑圧し、これを消滅せしめんとしているのである<sup>(64)</sup>と主張している。

こうした批判から二宮は「現代我国は学校教育によって如何なる人間を形成せんとしているか<sup>(65)</sup>と問い、「之に対して吾人は即座に、我国の現状は身体的にも精神的にも活動的・生産的・創造的な人間を求めていると云うことが出来る。まこと健康とは生産的・創造的な状態を云うるのであると

すれば、現代ほど痛切に健康なる人間を要求していたことは無かったと云うことが出来る。而して生産力に富み、創造力の豊富なる人間とは実践力の旺盛なる人間であるが故に、現代は又実践力の旺盛なる人間を求めている<sup>66)</sup>と述べ、「非常時を打開し得る人間」をかかげ、さらに次のようにいつている。

「我国が文化の夫々の領域に於て又は国家自体としても明かに非常時的、又は危期的場合に直面していると云うことは国民の等しく認めているところである。而して此の危期的場合を打開するには、どうしても此の危期を征服するに足る国民を必要とする換言すれば文化を生産し、文化を創造する能力の高い人間の働きによって此の国家的並びに文化的危期を救わなければならない。救済すると云うことは正しく我国文化を正しく認識して、我国に於ける文化の凡ゆる領域に積極的に働きかけ、安定なる地位を得ることの努力であって、此の救済は唯在来文化の伝承や欧米文化の輸入によってなして得るものではない。寧ろ之等の文化的素材を実践的人間の意志によって創造し、生産的に建設して行くことに救済の真の意味が存するのである。従って、国家的、並びに文化的危期を打開する上にも実践的能力の旺盛なる人間が出現することは、日本に取りて極めて大切なことである。

一言以てすれば、一切の文化領域に対して積極的に働きかけ、同時にそこから新しく文化の内容を創造し、生産する健全なる人間を要求すること現代より切なるものはないのである。<sup>67)</sup>

この立場から二宮は「現代の危期的状態を打開して将来の国家的並びに文化的発展に参與する健全なる人間の養成<sup>68)</sup>のための体育を主張し、その体育を「野性」と「文化」を止揚するものとしてえがたいのである。

「学校体育は身体の健康に有害なる一切のものを除去して、唯々活力の旺盛なる身体の陶冶に努力しているのである。図画や手工に於ては、体育が求めている如き所謂野性的原理なるものは存しないけれども、独り学校体育に於ては身体の野性・強靱さを求めている。而して此の野性的な強靱さこそは体育以外の他の文化が殆んど忘却して顧みなかったところのものである。上品と雅麗、叡智と理性を求め、只管理性人の教育に努力していた従来の文化的傾向に反対して、体育は之等一切の発展の根本要素としての健全、強健、力を求めているのである。神経活動を事とする生活に疲れ切った現代人から、又未梢的な世紀末的文化に陶醉せる蒼白なる近代人から、真に永遠なる人類発展の根本となるものを持っている強健なる人間を作り出さんとする要求は、最近漸く認められつゝある野性的原理に外ならないのである。之を要するに野蛮人ほどの身体的強健と彼等に於て見られる程の身体の自然的発育とを憧憬しながら、更により高次なる文化を創造せんが為めに、所謂野性と文化とを対立させ、その弁証的發展によって健全なる文化を建設せんとして要求させつゝある領域が新しい体育の傾向であり、学校の体育の新しき方途でもあるのである。

#### 中林久二の新人物と民族主義体育論

二宮と同じように新人物の養成とそのための全体主義体育を主張したのは中林久二である。中林は、「民族体育の主張<sup>69)</sup> (昭和12年) のなかで新人物の養成が緊急の課題であるとして次のように述べている。

「我が国現下の社会情勢は、健全なる身体と強固なる意志を有し、それぞれの立場に於て、完全に自己の責務を遂行し得ると同時に、互に協力一致以て国難を克服せんとする実行力に富んだ人物の出現を要求している。此の要求を満すもの、此こそ人間教育の根本であるところの我が体育であると言っても強ち過言ではなからう。体育こそ国難を克服する人物育成の有力なる手段であろうと思う。日本民族永遠の発展を希求する時、第一に想い起さるべきものは、旺盛なる体力を有する実

践力ある人物の出現であろう。自分は此處に暫らく民族発展と体育との関係を闡明し、以て新らしき日本体育の建設に一步を進めたいと思う。『国家の後に汝が行け！』ヒットラーは叫んで居るが、我々人間の進むべき目標は国家の中に自然に統一されて居る民族の躍進である。民族の躍進を無視して個人の幸福はあり得ない。」

このように新人物の陶冶を主張した中林は、ナチス・ドイツ、イタリア、あるいはチェコスロバキア等の民族主義体育を引き合いに出しながらわが国における民族主義体育の確立の必要を明らかにしようとしたのである。何故に民族体育が確立されなければならないのか、中林は、その根拠の第一に「不健全なる現代文化より招来される問題」として機械文明の弊をあげ、「人類文化は刻々機械文化と化し、人類は機械に使駆せられる奴隷と化しつゝある。頭脳の活動にのみ疲れ切った現代人から、又世紀末的な文化に陶醉せる蒼白き近代人から真に永遠の人類の発展に貢献する程の所謂人間は見出せない。座って居たまゝで総ての生活が出来る様な機械文明、それこそ人間の一切の自由運動能力を失うものであって、文明自身の矛盾であり、滅亡である」という。またその第二は、個人主義体育ならびにスポーツの問題である。

彼は、「現代のあらゆる社会機構は自由主義的、個人主義的なるものより全体主義、民族主義なるものへと転換しつゝある。我が体育に於ても従来の自由主義的なるものを超克し、個人的体育——それは個人的享樂の具でしかあり得なかつた——に反逆し、それを国家的、民族的に再建設するの時期に到達している。我々の総ては、先ず体育の民族的意味を自覚し、此の自覚の下に各人の健康の保護増進、作業能力の増加、実践力の涵養、進んでは品性の陶冶、人格の形成に迄ならなければならない。」と大正自由体育以来の自由主義的あるいは個人主義的体育を批判するのみならず近代スポーツの自由主義的傾向をも批判し、体育、スポーツの民族主義化を説いたのである。

「従来スポーツ——現代に於ても多分にその傾向はあるが——は、消閑時の享樂本位的のもので有閑階級、学生階級に発展して来た。而してその自己目的性の故に終始し、個人的傾向にのみ赴いて、真の体育目的と無関係に自由主義的方面を彷徨して個人主義の自己修養以外に殆ど何も為すところがなかつた。スポーツは興味本位、闘争本能より出発せるそれ自身目的を有するもので、それが体育の目的を達成する手段となる限りに於て体育の範疇に入れらるべきものである。従つてスポーツの選手が試合前に過労に陥り、学校の為、自己の属する団体の為という責任を負い、その結果取り返しのつかない状態に陥るといふ事は屢々見受けられるところであるが、それは体育的見地よりすれば全然無価値である——たとえそれがスポーツに於て許容されようとも——。極端なる英雄崇拜的スポーツ、レコードの奴隷と化した従来スポーツは最早現代体育、特に民族体育に受け入れらるべくもない。」

そして中林は第三に「理性尊重の弊」を指摘し、「現代の教育に於ては本能、感情、意欲を極度に圧迫して唯一途にその理性化のみをはかり、旺盛なる自然の中からこそ真の意味に動的理性が生れて来る事を忘れて居る。真に個人並びに国家の発展を希求するならば、身体並びに意欲を閉却し、一方にのみ偏した智的教育は撲滅されねばならない。単なる思弁的、形式的、智的のみの優秀さに頼る事を止めて先ず旺盛なる意欲と健全なる身体とを鍛錬しなければならぬ」と述べるとともに、その根拠の第四として国民体位の低下をあげている。以上のように民族主義体育の確立を鼓吹した中林は、その民族主義体育が追求すべき目的として(1)野性的強靱。～「即ち野蛮人に於て見られる具体的強健と自然的發育」。(2)犠牲的態度～「小我を一切棄て、共同社会としてのチーム愛は、進んで自己を犠牲にして、国家社会に奉仕する民族愛、祖国愛に通ずるものである。」(3)強固なる意志、(4)スポーツの体育化、(5)健全で調和的な身体の育成、すなわち国民体位低下の解決をかかげ、最後にこ

う結んでいる。

「兎に角体育は一部有閑階級の所有物にのみ止る事なく、進んで民族全体のものに迄高まらねばならぬ故に民族体育は、従来体育されなかった労働者、農民、商工業者等にも普く及ぼされなければならない。然して真に国家の発展、民族永遠の進展を望むならば、何は兎もあれ従来の自由主義的機構に於ける個人主義的体育の域を超越して、新らしく民族的、国家的統制下に民族体育の出現が期待されなければならないであろう。」

### 大石峯雄の郷土主義と民族主義体育論

一方大石峯雄は、「学校体操の意義」<sup>1)</sup>(昭和12年)を発表し、そのなかで体育を「身体の陶冶と教化」として規定するとともにその理念を人間の生物的価値の実現と民族的意義の発現にあると主張したのである。

大石は、生物的根本命題にしたがった教授案による健康教育ならびに生物的教育を主張し、かつ生物的原理にもとづいた体育を説き、「学校は身体運動から徐々に真の体育に到達するように努むべきである。吾人は学校の第一の目的は生物的価値を実現し、真の教育を行い、専ら青少年の注意力や知能の度によって彼等を評価すると云うようなことは全然無くしなければならないと考える。

文化を以て唯知識の集積であるというような考え方は甚しく有害な謬見である」と述べている。ここで大石がいう「真の教育」とは、生物的価値、すなわち本能や衝動を原理とした民族意識の培養にほかならなかった。

彼は「現代の学校は民族の中をながれているところの、凡ゆる潮流によって影響される」のであって「この潮流の中に於て最も主要なるものゝ一つは、身体に対する新しい関係を見出し、その生命に対して一層高尚なる価値をもたらさんとする傾向がある」と述べると同時に、その「新しい関係」なり、「高尚なる価値」とは身体といわゆる郷土との民族的関係であり、またそれを価値としてとらえ、次のようにいっている。

「学校や青年は、共同社会意識を養成する為に土地に即した身体練習の形式を必要とする。これに対して述ぶべき多くの根拠がある。之等の多くの身体運動は、民族的体質を基礎とする健全なる衝動から生じたのである。それは作業能力や人気を求めんとする名誉心によって実現されるものではなく、常に重に労働生活と結びついているものである。それは宗教的又は郷土的休息日たる大小の祝祭事の一部であり、而もこれは同時に自然の法則と結合しているのである。(中略) 民族的、郷土的な身体運動の中には全く固有の力が流れている。それは祖国の歌、民謡及び民族舞踊と同様に青年や子供達に感情の中に流れている期待される或るものである。

田舎人の身体運動の中にまざまざと生きているところのものは、習慣と道徳とである。身体運動は一般に普く道徳(習慣)にならなければならない。而して吾人はこのこと最高の目的として認めている。」

そして大石は、冬における温水プールでの水泳、室内でのスケートは自然との結合ということにはならず、また既述の郷土と結びついた身体運動のなかにおいて初めて民族的意義を見出しうとしている。

### (3) 国民体力論と人的資源論

体力論は近代のわが国体育思想の根幹をなすものであったが、昭和12年頃からより一層の危機感をもって主張されたのは、園部農夫が「現代日本人の体位は低下しつつありや、向上しつつありや

の問題は国防に、経済に、外交に七面八臂の努力を必要とする非常時局に際会して一大重要な社会問題化してきたようである<sup>72)</sup>と指摘しているように総力戦国家体制下における人的資源開発政策を合理化する意図が含まれていた。つまりこの段階で叫ばれた国民体力論の焦点は、身体を「体力」として物象化するある種の合理主義的な論理に対して国家主義、民族主義、あるいは農本主義等のファシズム理念によっていかに修正し、補完するかにあったといえよう。

#### 松井、岡部、中野、野口、大石の体力論

昭和13年2月号の「体操」は、「主張 国民体力強化策」を特集している。そのなかで松井三雄は、「国民体力強化策」と題して国家社会に奉仕する活動力を国民体力というとして次のようにいっている。

「一体国民体力というのは、単なる国民の活動能力ではなくして、それ以上に自己の職務のため、或は国家社会のために役立つ活動力でなくてはならぬ。即ち適當の運動を行わせ、よく日光に浴せしめ、その上にこゝでは問題にしなかったが、充分に栄養を供給して健康な強き身体の人を作ったとしても、その力が実際の生活に役立てられねばそれは何にもならぬ。持つ活動力を實際生活によく役立てるようになるには、そこに一つの生活態度を養うことが必要である。即ち善いことであれば、多くの人のため広くは国家社会のためになることがあれば、進んで之を行うという態度が必要である。故に私は国民体力強化策の第二の重要な方面としてこゝにこの生活態度の養成を提案したいと思う。<sup>73)</sup>

これに対して岡部平太は、「質の向上を図れ<sup>74)</sup>のなかで体操とナショナリズムの結合を説き、「国民体操と云うものが勃興するとしたら、今の日本は丁度その潮時だと思う。大システムが生れるならば、今この国民精神の最高潮に達して居る時、それに結びついて生れ出づるのだと思う」と述べる一方、日本人の体格が戦争に最適であるとさえ断じている。

「これまで何時でも国際競技場でばかり日本選手の体格と外国選手の夫を比較して来たので、何時でも吾々は、体格や体力は劣等だ、劣等だとばかり思っ居たのだが、いざ戦争となって実戦の場で見ると日本人の先天的体格を見て実に一驚を喫したのである。

戦争と云うものを直接の対象とした場合、何んと日本人の先天的体格、体質に恵まれて居ることか。体軀は世界の中で最も小さく、活動に敏捷で重心が低く極めて安定で、且体質は支那兵や英・米兵より筋肉質で、之に日本魂を盛って居ることはまことに絶好の戦闘型である。」

さらに中野重治は、「国民体力総動員を主張す」として国民体力の向上が富国強兵ならびに持久戦の根本条件をなすと次のようにいっている。

「軍国の春は明けた。暴支膺懲の聖戦はつゞけられている。忠勇なる皇軍は言語に絶する艱難を忍び、勇猛果敢に闘って居り、後銃の国民、亦第一線の将兵をして後顧の憂なからしむべく旺盛なる意気を以て、その護や確く、奉公の赤誠を示している。支那の覚醒せざる限り長期戦を覚悟しなければならぬ。そこで銃後の対策として為すべきことは非常に多いが、持久戦への基礎工作としての国民の体力向上策が先づ考慮されなければならぬ。即ち富国強兵の根幹を培養することこそ最も重要な銃後施設でなければならぬ。<sup>75)</sup>

一方野口源三郎は、「長期建設下の学校体育<sup>76)</sup>において「今日のところ政治に、経済に、軍事に、教育に、あらゆる国力を専ら東亜新秩序の建設に集中して一億一心此れが達成に努力しているのが我が日本の姿である。就中此れが成功は、強健なる身体と不屈不撓の精神とを有つ国民の双肩にかゝっているので、強力なる人的資源の要求が非常時国策の第一に掲げられるも当然であり、此の目的

に向って厚生省は、専ら全国民に対し、文部省は学生生徒児童に対して邁進しているのである」と戦時体制下の状況について触れ、非常時局下の運動能力はあくまでも国防力の観点からとらえるべきであるとしている。

「運動能力は、体力の一部分を代表するのであるが、其の運動能力発揮の性質を一面に一般陶治的に涵養すると共に、一面にはこれを国防能力的に考える必要がある。同様に精神の錬成も日本国民としての一般陶治的であると共に時艱克服に特に必要な精神的要素を涵養する必要があるであろう。此の見地から考察すると其處に国防力に通ずる競技教材が自然と浮び上って来る。」

松井や野口等の主張は、体力「論」としての理論的構成を欠いており、たんなる「かけ声」に終始するものであったが、その根底には一面「体力」という概念がもつ抽象性（非政治性）に対する少なからぬ焦燥感があつた。その抽象性を「意志」、「心構え」、「赤誠」等といった観念によって現実のファシズム体制に引き戻さなければならなかったのである。そうした論理は大石の次の主張にも伺うことができる。

大石は、「国民体育の基本としての生活」において体力問題を国民生活との関連において論じようとしている。

大石は国民体位の低下という問題を考慮するとき、それは過去50年間にわたる体育実践の破綻を物語るものであるとの批判から出発している。

「過去50年の体育実践史によって我々の理解し得るものの第一は、或は『体育運動の奨励は体位の向上を計画しえず』というそれではなかったであろうか。たしかに事実として現われたものはそれであったことは誰も否定し得ないのである。とすれば過去50年の体育実践はどんなにひいき目に見ても成功だとはいえない。むしろ端的にいつ見れば失敗である。50年の時日を無駄にし、其の上体位低下を招来したとならば、たしかに二重の損失を招いたのだといわざるを得まい。

この全国50年間の損失は、国家の消長にどれほど重大な関係をもつものであるかを思ったとき、世の為政者、教育者、そして体育実践者は、共に之を国家の問題として慎重に省察し、検討してゆかねばならないものであると思う。自分は当事者でなかったからというような理由で等閑に附すべき問題や、又よい加減に解決すべき問題では絶対にあつてはならない。あくまでも国家的な問題とし、国家的なるが故に深刻な自己の問題として吟味してゆかなくてはならないのである。<sup>77)</sup>

体育実践の失敗と国民体位の低下という問題は、従来の体育が身体のいわゆる肉体的側面のみを考慮し、「意志」=「心構え」を顧みることがなかったことに起因すると大石は批判し、篠原の体育は「身体の意志的形成である」を援用しながら「我々が身体を錬成しようとする時には、そのうち必ず錬成の心構えというものが、存じていなければならないので、これなくして身体の錬成が可能であると考えたとすれば、もはやそこには人間の身体としての錬成は存在しないことになるというのである。(中略) 従つてまず自己の身体を錬成して、その体位向上を図らんとするには、それに相応したところの意志、即ち心構を必要とするのである<sup>78)</sup>と述べている。そして「体位の向上は、生の充実、発展を無視しては成立不可能<sup>79)</sup>であり、「生きること<sup>80)</sup>をその中心的契機におくべきであるという。大石は、この「生きること」とは、「自らの業務となるものに対し、全我を打込んで当ることの出来る」ことを意味し、そうした人間が「最もよく其の生活を生きた人<sup>81)</sup>であり、「生活を喜ぶものには強靱な生活力がみちあふれ、人間の強靱な生活力はよく国家を泰山の安きにおくことが出来るのである<sup>82)</sup>としている。

この立場にたつて大石は、「従つて国民体位の向上を念願し、体育運動の指導奨励を計画、実践しようとするならば、まず根本の工作として、国民の生活に対する心構を作ることに着眼すべきであ

るという結論に極めて自然に到達することになるのである<sup>(83)</sup>と述べるとともに、その「心構え」とは国家ならびに大東亜建設のために生活のリズムを確保することであり、それによって国民体位の向上を図るべきであると指摘している。

「いくら職工であるから、いくら使用人であるからといって、唯働くことのみを要求し、彼等を酷使して少しも不思議としない雇主や工場主や資本家があったとすれば、それは一つには働く人々の健康を損じ、体力を低下せしめ、ひいては国家的にも大きな損失であるばかりでなく、実に人間の本性に反するところのものであるといわねばならぬ。

もし人間の生の自然的律動を無視するこの種の利己主義者があるとすれば、それこそ国家は、国家の名において十分なる取りしまりをなす必要があると思う。ことに資本家も労働者も一体となってこの東亜新秩序建設の大業に御奉公しなければならぬ時代であるから、働く人々における生の自然的律動を確保するということは、特に忘れてはならぬ重要な問題であると思う。<sup>(84)</sup>

#### 東、暉峻の近代労働と国民体力論

わが国の体力問題が日本資本主義の低質性を根源とし、近代体育の創始の過程で軍事的兵力と労働力を同時に補完する媒体として規定されたことは否定することのできない事実であった。したがって総力戦体制に向けて国民体力の低下を問題にすると、そこでは必然的に一方で生産性を維持、向上させ、しかも他方で兵力を確保しなければならないという矛盾に相對せざるをえず、究極的には心ならずも国民体位を低下させてきた現実、すなわち後進的な日本の資本主義的現実に対する疑義なり、批判に突き当らざるをえなくなる。しかしながら、それは同時に自らがよってたつ国家や社会体制の存立にかかわる問題であり、回避しなければならない聖域であった。国民体力低下の因として引き合い出される機械文明あるいは都会文明の弊＝反機械文明主義、反都会主義は、その錯綜した心理の吐露であり、ある種の当惑が込められていたといえよう。上述した大石の主張のうちにはそういった惑いがみられ、また国民体力問題をより現実的にとらえようとした東龍太郎、暉峻義等にも指摘することができる。

例えば東は「体力問題に於ける体育の立場<sup>(85)</sup>（昭和14年）で次のように論じている。彼は「国民体力こそ、国家が要望する国民資質としての体力であり、国家消長の鍵とも云うべきものである」が、しかしこの「我國民体力の低下を招来する原因」は、「端的に云えば生活環境の重圧が原因の第一である」と適確にとらえ、さらに次のようにいっている。

生活環境の重圧は、「劣悪素質の蔓延と現なり、發育完成の阻害となり、適應能力の不全となつてわれて来た。欧米諸国に於て二百年を要とした文化的發育過程を僅々五十年で成就する為には、人その環境との間の摩擦相克は不可避の運命であった。生活の反自然化、機械化、これ等は何れも環境の重圧として国民体力に挑戦し来た。即ち、国民体力低下は国力の伸長、文化の激變の当然の犠牲とも見做すべき現象なるが故に、この問題に対して國民的自覚を欠くか、或は反省の余裕を持たずして、これが対策に積極的努力を怠る国家は何れも等しくこの悩みを経験しつゝある」と。

そして東は、「国民体力低下が主として生活環境の重圧に因る限り、問題は社会経済的及び保健衛生的断面を示し、従つて対策もこの両面を必要とする。即ち、生活不安を一掃することによって、経済力の不足が心身の發育を妨げ、活力無く気魄無き國民を作り、病体、弱体の因となるを是正することは、根本的対策として國民的自覚と為政者の努力とに俊たねばならぬ」としながらも、「然しながら、これ等の所謂社会政策的方策は根本たると同時に多分に理想である。現実に直面しつゝある問題は、理想的根本策の確立、完成を待つだけの猶豫を興えない」がために「こゝに体力の積極

的向上を意図する体育がこれ等社会政策に先行して強調される根拠がある」と述べている。

東がいうように国民体力の低下という問題は、社会経済的問題そのものであったが、ここにはその問題を体育に矮小化する論理のすりかえがみられる。その結果東は次のような結論に帰着させている。

「国民体育の目標は国民体力の向上にある。国家の要望する国民資質の充実、強化にある。即ち、体格力の伸長、精神力の鍛錬、団結力の強化によって、精神的にも肉体的にも、国民が国家の意図する所に適応して最大、最善の能力を発揮し得る心身の態勢を作り上げるにある。生理的には心身発育の完成と適応能力の拡大、即ち、優秀な天賦の素質を啓発するのみならず、それを一步前進させるにある。」

一方暉峻は、近代における身体の阻外を労働からの疎外の結果としてとらえ、その回復を「自然性への回帰」に求めたのである。

彼は、「大衆の体育——その必要と目的——<sup>89)</sup>(昭和12年)においてまず大衆の体育をその社会的基盤から論じようとしている。暉峻は、近代労働における大衆の位置を次のように指摘する。

「大衆の生活に於ては、今や健康の脅威から自己の健康を護る力は極めて薄弱である。彼等の日常生活、特にその勤労場裡に於ける生活は、同僚と堅く結びつけられている。機械の回転と速度とは彼等の生産的活動を統制する偉大な力である。この人間と人間との生産的なつながりと、人間と機械との結束は、人類の歴史に新たな性質を帯びて開展せられたものであって、生産材料と生産過程の特性の上に主として依存し、同朋生活に於ける倫理的な関係も亦、生産行動を通じて始めて築かれるのである。従って生産材料が存在し、それに加えられる機械的生産過程が持続せられる限り、そこに人間とその同朋との生産的行動を核心とする結び付きが生れる。この結びつきは生産事業が資本主義の上に築かれている限り、また生産過程を支配する諸機構が資本主義的である限り、全く新たな集団的活動の性質を帯ぶるものである。そこには個人の特性と性格と年齢と性とは全体として否定されている。またそこには個人の自由意志は、多くの場合極めて限局されたる範囲に限定せられる。」

暉峻は、この資本主義的機構に支配された生産過程での個の否定が実は労働者の健康にとり巨大な重圧になって迫ってくるという。

「不健康の自覚又は疾病の危惧のために職場を離れ、休養をとることは総ての勤労大衆に許容されているところではあるが、この場合先ず医師の診断を必要とし、或はそれを必要としないまでも、彼は彼の職場に於ける彼の任務不履行がその職場とその同僚に興ふる現実的な影響を眼のあたりに見、職在の蒙る経済的不利益からの眼に見えない圧迫から解放されることは不可能である。一人の健康なる労働者を支配している生産機構の重圧又は生産事業場の鉄則は、一人の休養を必要とする労働者にとっては更に一層の重い圧力であり、鉄則となる。」

そして暉峻は、その重圧の具体的なものが近代の工業的技術の発展と大量生産の原理にほかならないとし、近代労働における労働者の全人格の否定という労働からの疎外状況を次のように分析したのである。

「諸君は、また製鉄工場を参観するならば、そこには十幾百の所謂、協働する労働者を発見するであろう。灼熱した鉄官を中にして、一人は圧搾空気又は水圧のハンドルをにぎって、大鉄鎚をおどろくべき正確さに於て、一定のリズムを以てうちおろす一人の労働者の気合は、赤熱した鉄片を抓持器を以ておさえ、或は廻転する数人の労働者の作業と完全に合致している。その自然なる一致協応は、一人の熟練なる労働者の一挙手一投足によって支配せられていることを目撃して、近代の

技術と、その技術への人間の適応力に驚嘆しないものはなかろうと思う。この協働作業は、一朝にして成るものではない。長日月に亙る錬化の過程を経て成っているのである。この一角が若し一人の労働者の不健康によって崩壊されるや、他の新しい労働者の介入によって、それは補われねばならない。労働者がそれを自覚するとせざるにかかわらず、この技術的なお互の結合と統一にはある圧力の存在が必要である。

近代の工業的技術は、大量生産をその特色とする。労働組織の発達は大量生産組織の完成を意味する。この完成されてゆく労働の技術的組織には作業時間——一般に労働時間と労働速度とは労働者にとって——否人類にとって全然新たなる生活環境である。労働時間の延長は、社会生産機構の現状と社会的要請の増大の下に於てさくべからざるものである限り、労働者の健康は労働者が生活の脅威を感じ、その苦痛に堪え得ざるに至るまでは一時的にも犠牲とされざるを得ない。

また生産の機械化と機械的生産の技術的完全は、全体として労働の速度を増大し、作業リズムを増高する。（中略）作業速度の増大は、作業場に於ける労働者の生産目的への機械化、非人格化を促進し、生産機械としての人間の性質を増強することに役立つものである。（中略）更に最後に私は、近代生産技術を支配する特性の一つの重要なものとして驚くべき作業分化の進歩と、それに伴う人間の生産的活動の単調化をここにあげ来らねばならぬ。この作業の単調化と単純化とは、近代の生産技術のもたらした人間の日常生活の主徴として看らるべきである。作業分化と単調性とは大量生産と云う点では異常な進歩をもたらした原因ではあり、人類に物的生活資源を豊富ならしめた原因であり得るが、人間それ自身、その生活の貧困化はこれに由来するのである。」

近代資本制生産における労働疎外を暉峻は適確にとらえている。そして彼は、疎外された労働の身体的影響についても「更に機械的生産活動は、人間生活から漸次に筋的作業を駆逐し、大群の筋肉群を使用しなければならない作業は生産的事業場からその影響を没してゆく。これに代って生れるものは、局部的な身体部位と小群の筋肉の繊細なる作業である。運動の量は小さいが、その速度が速く、且つ持続的に長時間の緊張を必要とする作業の性質である。

生産工場に於ける労働者は、この意味に於て従来への如き筋的、全身的な力を用い、全身の運動を為す作業者ではなくして、部局的な身体部位の活動と、神経運動的な活動をなすところの作業者となったのである。この事実は、近代の文化諸国民に於ける体力の低下の現象、並にその原因とは離るべからざる関連を有するものである」と指摘している。こうして暉峻は、近代の大衆的な体育の成立が「上記の機械文明のもたらした人間の生産的行動の変化」にあり、しかもこの生産的行動の変化は、たんに工業のみならず商業、農山漁業においても顕著になり、「かくて今や、日本国民と云わず、世界の文化国家に於ては、機械的生産技術の発達に伴うて、その生活と環境とは著しく変化し、その変化に対応して、諸国民はそれぞれの能力——その民族的特性に従ってその心身の適応を行わんとしているのである。諸国民は、正に新しい生活条件に対する適応能力の試煉の前に立っていると云ってよいであろう」と述べている。このある種の危機感から暉峻は、「大衆の体育はその試煉、その適応に対する国家的、民族的な補佐、補強の意義をもつもの」であるとその国家的、民族的意義を説くとともに反機械主義の観点から「大衆の体育は、この試煉の前に立つ大衆それ自身が鞏固なる意志の表現として意義をもたねばならぬ。また上来述べ来たところの機械的生産技術の人間生活に興うる重圧を排除し、人間を機械の圧迫から解放し、生産機構の繫縛から自由ならしめる力をもたねばならぬ。ここに大衆の体育の近代的意義がある」としている。

しかしながら、この主張は暉峻が近代の機械的生産を全面的に忌避し、否定し去ったことを意味しているわけではない。彼は身体の「自然への回帰」を説き、体育による重圧からの解放を叫んで

いるが、そこで自然化されたはずの身体はむしろ近代の資本制生産が要求する身体へと反転させられているのである。たとえば暉峻は、次のように述べている。

「大衆の体育は競技の習得ではない。それは大衆の体育の邪道である。大衆にとって唯一の資本はその健康である。彼等の健康こそは彼等の唯一の生活資源である。その資源の涵養と擁護とは大衆の体育の目標であるが故に、体育は健康の体験であり、その体験を通じて生活の自由と解放とを満喫するのである。身体的鍛錬を離れた精神的鍛錬はない。精神的鍛錬を離れて身体的鍛錬はない。否心身は一如であるが故に、それは一如として体育の目標とならねばならぬ。大衆にとっては体育は、拘束と重圧との生活から自由への道である。この自由は、心身の——否人間としての、人格としての大衆の熱望である。従って大衆の体育は、大衆の生活を支配する近代的性質を排撃し得るの能力をもつものでなければならぬ。即ち人間生活の自然的秩序の上に実施し、実行し得られるものでなくてはならぬ。この意味に於て大衆の体育は、大衆をして人間の『自然性に還る』ことによって、人間の能力を涵養する実行をもたらず手段でなくてはならぬと思う。」

このように暉峻は、健康の体験による自由と解放の方法的契機として体育をとらえたが、しかしながら、その自由と解放は、不健康と生活の重圧の根源として呪詛されるはずの機械労働にみあった「適応能力」と「作業意志」によって担保されているのである。

「生産力の拡充は、生産事業場に於ける技術の向上や、技術を修得した人間の量の増加、或は作業能率の向上と云うような、生産事業場と生産過程を支配する諸条件だけを整えることだけでは充分でない。そのみでは機械的生産技術の進歩には貢献し得られるかもしれないが、その進歩それ自身のうみ出す人間への重圧と鉄則とは除去されるどころか、増強される。だからして大衆に体育を加うことによって、それを緩和するのみならず、更に一步を進めて、適応能力を補強し、作業意志を振作するの必要がある。それ故に私は、大衆の体育を以て生産力拡充の最も重要な積極的要素と看するのである。またこの意味に於ては体育は技術の涵養手段であり、人間を完成することによって作業人を造り、以て生産力を豊富ならしめる方法であり、且つ勤労大衆を機械の隷属より解放し、精神的自由と身体健康の愉悦を体得する手段だとするのである。」

#### (4) オリンピック返上批判と日本主義スポーツ論

意志的体育論や生命体育論、あるいは民族主義体育論、体力論といったさまざまなファシズム体育論が展開されるなかで、一方では東京オリンピックの返上問題をめぐって日本精神主義や皇道主義の観点からその可否が論じられていった。そしてそれをてこにしながら日本主義スポーツ論へと集約されていったのである。ベルリン大会(昭和11年)のあとをうけた第12回東京オリンピックの開催は、昭和11年7月に決定されていたが、東京大会の返上問題は、昭和12年9月6日の衆議院予算総会において河野一郎(神奈川県陸上協議会々長)が支那事変による財政問題との関連でオリンピック開催の可否についての質問し、それに対する政府の答弁に端を発している。

#### 鈴木良徳のオリンピック返上批判

このオリンピック返上問題を最初にとりあげたのは鈴木良徳であった。彼は「戦時体制下に於けるスポーツの道<sup>97)</sup>(昭和12年)と題して次のように論じた。すなわち鈴木は、日本におけるスポーツの発展の基礎はいわゆる武士道精神にあり、今回のオリンピックの返上問題は今後の日本のスポーツの発展を決定するかなめになるという。

「日本のスポーツの基礎が、これ程までに脆弱であったとは、スポーツ関係者は勿論のこと、一

般の人々も考えもしなかったことであろう。所謂スポーツなる言葉で云い現わされる運動競技が輸入されてから既に半世紀の上の歴史を持っている。この間殆んど一世紀も遅れていたスポーツの水準に向って爆進して漸く世界第一線に互格に立ち向えるようになったのは、我々の不屈不撓なる武士道精神の賜に外ならない。

この発展に伴って競技者の数も拡大され、競技界も統制されてきた。我々は、この基礎が深い根底をもったものであると信じていたのである。

がこの試金石となったものが今度のオリンピック返上論であった。（中略）オリンピック返上論が擡頭するや否や、全日本のスポーツ界は全く孤立無援の状態となってしまった。之が半世紀に涉って培ってきた歴史あるスポーツ界がと思う程、線香花火の如き終焉を予告するに至った。当事者は無為無策となって狭き城塞に我が身を隠蔽して洞ヶ峠をきめ込み、花やかなスポーツファンは蜘蛛の子を散すが如く地下に潜入してしまった。」

そしてさらに鈴木は、日本のスポーツは日清、日露戦争後飛躍的に発展してきたが、いわばスポーツ理念をもちえなかったという。つまり急速に発展してきたはずのわが国のスポーツであるにもかかわらず、「それが今度はスポーツ自らが萎縮して悲鳴をあげてしまった。萎縮すると云うことではなくて国策に協力することだと云うかも知れない。スポーツを萎縮してその萎縮した部分を国策に投ずると云うなら勿論十分に結構なことである。しかし、萎縮させたスポーツの代りに何を求めると云うのであろう。極く簡単に抽出してスポーツをやることを中止する。そしてその要する出費を国策のために献納する。之は実に至誠である。更にスポーツを実施することを抑制する、スポーツが既に日常の糧である以上、スポーツを実施することは一つの強制であるかも知れない。それもいざとなれば止むを得ぬことである。然してこの抑制下にある競技者の層が今迄に使っていた時間は何によって交替させるのであろうか。

スポーツの実施を強制的に抑制するが為めには一つの形而上的な考え方だけでは解決できない。出来るとしたならば笑うべき小児病患者である。スポーツの実施が禁止される時期は、他のあらゆる文化が国家が唯一の方向に献身奉公する時で、抑制されるなどと云う他力によって中止されるのではない。自らの心によって中止して、そのエネルギーを以って国家に協力を致す時である。」

こう主張した鈴木は、「文化事業は戦争によって破壊的な運命に立ち到るべきものではない」し、「むしろ文化的意義の伸張こそ一つの国民外交としての事業」であり、スポーツはある文化事業であるがために「国民外交としての事業」であるという立場からオリンピックの返上は問題であると批判したのである。

「我々は、スポーツ文化事業の一部門としても、それが生産的なものであると考える。その理論上の問題は茲に述べないとしても、少くとも戦争やその間接的連繫にある体力向上に関する限りスポーツは生産的文化事業である。此の意味からしてもスポーツは斯くの如き情勢の下にあっては当時よりも更に有効なる手段をもって対処しなければならない。それを忘れ、かれに錯誤したのが現在のスポーツ界である。スポーツの本質に正しい理解があったならば、オリンピック返上などが問題にされるわけではないのである。（中略）ともすればスポーツ界の指導精神は、他の社会機構と全くかけ離れた独善的なものを多分に含んでいた。それで良いと思っていた考え方が、オリンピック返上と云う一つのテーマをもって登場してきた黒子にばったり遭った時、その独善的な手段と方針とでは二進、三進も出来なくなったのが今回の事件である。」

このことは「スポーツにとって一つの予期しなかった悲劇」であり、「スポーツの全陣営を動かした大きな震動」であるが、しかしながら「第一の誤謬」は、「スポーツ為政者」がスポーツを自然成

長的なものとして理解しようとしてきたところにあり、そのために「明治後半から半世紀に涉って培ってきた日本のスポーツ界も、一つの政治的、経済的事変をめぐって再検討しなければならない窮地に陥ってしまった。自縄自縛というには余りに大きい傷手である。

こうして鈴木は、「日本スポーツ界の本当に健全な建設の 위해서는オリンピックなど単なるわき役である。スポーツの根は、どんな機械をもつてきても刈りとれるものではない。もう世界の文化は、一方的な一つの政治機構で何うすることもならない程根強く生長している。一切そのものがその時の経済的範疇で変移があるとしても、それは単なる変移にすぎない。スポーツの任務は、探究すればする程重大である。それが鮮明になればオリンピック返上論は自ら解消される」と主張したのである。

#### 鈴木、北沢のオリンピック返上批判

鈴木良徳の主張は、その論理に一貫性を欠き、彼のいわんとするその真意の理解に苦しむが、鈴木はスポーツを国家、社会の現実性においてとらえるべきことを要求したというべきであろう。これに対して鈴木武は、「オリンピック返上論の可否に就て<sup>(89)</sup> (昭和12年)のなかでオリンピック返上論を次のように批判した。すなわち彼は、「戦争と運動競技とどちらが重大であるか位は三つ子と云えども分ることであろう。こんな問題が今の時局に於て足もとに火がついた様に論ずることそれ自体が問題なのだ。斯かる問題を緊張し切った国民の前に青天の霹靂的に投ずることが、返って返上論者の所謂『国民の精神的分散』を招来する原因となるのだ。こゝにオリンピック返上論者連に深く反省をうながす理由がある。

或る人は云う、国民精神総動員と西欧流の競技とは相容れぬものであると。又云うオリンピック反対は、地方人士の西欧流競技への反感だと。私はこれ等狭量なる欧米排斥論者と論争をなす意はない」と述べるとともに鈴木は、オリンピックの返上は国際的な信用の問題であり、支那事変をきっかけに「現下の国際輿論が日本に不利なだけに対外的に余程の慎重さを持して行かねばならない。

ドイツは、あの財政窮乏の際にあたって、断乎オリンピック大会を開催し、新興ドイツの意気を示したではないか。それにひかえ東亜の盟主日本が事変後たかゞ2、3ヶ月にしかならぬのに、オリンピック返上を唱えることは、日本の国際的地位の弱さを自ら暴露するようなものである。一たん引受けた限りは、事情の許す限り、万難を排して目的に邁進することが日本の意気を世界に示すと共に、それこそ真のスポーツマンシップであり、オリンピック大会準備に対して最もふさわしい態度ではないだろうか」と主張した。鈴木がオリンピック返上論を批判したのは、純粋に国際的信用の失墜という観点からではなく、いうまでもなくオリンピックを「東洋の盟主日本、青年日本、輝ける日本を全世界に示す絶好の機会」とみたからにほかならず、それが故に「我々は最も冷静に国家の目的遂行の為に努力す可き」であり、「もっと大国民的態度を以て事に臨むことが、今最も必要なこと」とあるとの認識によるものであった。

こうした論理は、オリンピック返上論批判の根源をなしていたというべきであろう。北沢清も「オリンピックはどうなる?」<sup>(89)</sup> (昭和12年)において「次回大会の光輝ある開催権を戦い獲った以上、あらゆる困苦艱難を忍んで、なお一路開催の崇高なる目的に突撃してこそオリンピック精神を東亜に顕現すること」であり、「国際信義をつくすべく、オリンピックの返還を唱えるのは、そのことみずからが病弱的で、えてしてスポーツ攻撃精神を体験したことの無いオリンピック閑人の消極性だ。オリンピックの国際信義とは、積極的建設精神であって、企画心の不退転がよくこれをつくす」というべきであるとしている。また李想白も「オリムピック返上論を駁す」<sup>(90)</sup> (昭和12年)でやはりオ

オリンピックを日本精神の発揚の好機としてとらえ、オリンピック返上論を批判している。

彼は、「オリンピックは、過去の歴史では表面如何にも華やかな場面が多いようですが、然し此様な外形だけがオリンピックでもなければ、又此様に如何にも素人目には華やかに表向きみえても、その内容は決して素人の考えるようなお祭騒ぎの気分で出来るものではありません」と述べる一方、国民士気と体力の振興という立場からこう主張している。

「所謂オリンピックというのは、要するに『強健な肉体と純粋な精神』ということです。不撓不屈の体力を作ることと物欲名利に動かされぬ精神を青年に涵養せしめることが眼目であつてみれば、これは如何なる国家、如何なる社会にとつても必要なことで、此精神を生かすために此主義を宣揚する為めに世界が皆協力する唯一の機会です。日本は、此様な精神を発表するに最も適したのものとして此大会を開催することを任されたもの（否、日本より激烈な競争をして取つたもの）です。事変の結果、経済的理由から規模や外飾には相当な変更を加えることがありうるとしても、此精神的根據に於いて些かの変更があるべきではなく、却て斯云う時こそ艱難に處して堅忍不拔、益々その光を放つ日本精神が威力を世界に示すべき」とある。

そしてさらにベルリン大会を例にあげて「ドイツが何故にある国歩艱難の際、あれだけの巨費を投じてこれを決行したか、世界各国が何故に此オリンピック競技会開催権をめぐって猛烈な競争をしているか、決して暇つぶしのお祭騒ぎでないことを諒解することができます。単に対外的の問題だけでなく、これを国内に国民士気の振興と体力興進の誘導機関として、非常に有効に利用した実例は前回のドイツがこれをよく示しています」と述べている。

こうしたオリンピック返上論批判がなされるなかで昭和13年7月15日近衛内閣は、東京オリンピック返上を決定した。

#### 野口、岡部の日本主義スポーツ論

オリンピック返上を引き金にそれ以後のスポーツ論は、昭和2年～6年段階の農本主義や社会ダーウィニズムを原理としたプロレタリア・スポーツ論あるいはスポーツ・イデオロギー論、また昭和7年～11年にかけての国家社会主義体育論の影響によるアマチュアリズム批判のほか個人主義的スポーツ、スポーツにおけるインターナショナリズムの否定を経てより一層日本主義スポーツ論へと傾斜していった。この期の日本主義スポーツ論ともいえる主張に岡部平太の「日本体育の将来<sup>91)</sup>（昭和14年）、野口源三郎の「日本スポーツの性格<sup>92)</sup>（昭和15年）がある。

まず岡部は、この論稿のかなで東亜新秩序体制を賛美して次のようにいう。

「満州事変より発して日支事変に及び、更に東亜新秩序の樹立という大理想を提示して奮進をつづける現状日本の姿は、実に世界歴史の壯観にして、世界はその好むと好まざるとにかゝらず暫らく彼の躍進の前にその現実を疑視する外はない。日本は東亜新秩序の完成を遂ぐるの日始めて彼が天啓の大使命たる世界秩序の確立に向つて更に躍進の歩を踏み出すであろう。之を斯れ長期建設という。」

この東亜新秩序の確立という立場から岡部は、「体育それ自体の目的は、自由主義的に又はペダグティックに追求したら、方法的にその個々の形態の存在する以上のものに岐れるだろうが、然し乍ら、今日以後日本体育論の主流は、完全にこの長期建設の波動に乗ってその一つの礎石たる役目を果すこと以外にない」と体育を東亜新秩序体制の基盤として位置づけ、かつスポーツも同様に自己を規定すべきであるとした。

「オリンピック返上によってスポーツ界が衝撃を受けたことは止むを得ない。然し之によってス

スポーツ界全体が今日のように意気地なくなる必要は毫もない。スポーツが日本体育を現状の地位にまで引き上げた無言の功績は、将来と雖殆んど同じ程度で続けられるであろう。

たゞスポーツマンやそのボス達に望みたいことは、その酔いしれて居たオリンピックの夢から一日も早く完全に醒め切って長期建設のこと、慎重な日本の現実を直視することである。それは世界に眼を覆えと云う意味ではない。スポーツマンの有って居るその体内と意力をこの長期建設に捧げ盡せということである。

そしてさらに岡部は、長期建設のために「体力と意力」の養成に厚生省がより努力すべきであると同時に、体育・スポーツ組織を国家的に一本化すべきであるという。

「オリンピックをやめたのは大体国家の意志と認めてよい。厚生省にその肚があったとは思えないが、申達は慥か厚生省からなされた。オリンピック以後に於ける国民体育の全面的責任は、官制の上からは当然厚生省が負う可きである。計上予算何百万円が殆んど全部削減されたと云うことは、決して厚生省の不名誉ではない。国家が現状に於て国民体力の重要性をそれだけしか認識しない結果である。然し長期建設と国民体力と云う如き明瞭な問題は話せば解る問題である。厚生省としては予算に対しても絶えざる努力が望ましい。(中略) 国家機構さえこんなに目ぐるましい変革をつまけて居る際新設の機関が官僚化することは早も忌むべきことである。自由主義形態の中から発足して来た日本在来のスポーツや体育機構は将来どうしても国家的に一元化する必要がある。独逸ではナチが政権を把握するや同時に独逸体育協会に解散を命じて体育の機構をすべて国家の手に移した。ナチの信念であるゲルマンの原始野性の体力という宝刀をインタナショナルにスポイされまいとして打ち込んだ絶好の妙手である。

日本の体育協会諸公にその全機能をすぐに厚生省に移すべしとは云わぬ。然し苟も長期建設途上——体育の問題は、国家直接の問題であるべき筈であって、現状のように国家機構から遊離した様なアヤフヤな形態は最早許されないことであるし、そんな形態から決して国民体育に寄与する本当の仕事は出来ない状態になって来て居るのである。このことは満州国に於ても同断である。

一方野口は、より先鋭化したかたちでスポーツの日本主義化を主張している。彼は「今や日本は、高度国防国家体制の下に、総力を挙げて東亜新秩序体制を完遂しなければならぬ空前絶頂と言うべき重大時局に際会しているのであるが、此の秋国民の間に広く実行されている、健全なる趣味としてのスポーツ、強靱なる体力と旺盛なる敢闘精神の振作に役立つスポーツについて真摯なる態度を以て検討し、若しも此れが日本現状の国策としての人物資源の培養と国民志気の涵養に効果あるものならば、国家は此れを微温的に取扱わず、其の活用に一段と力を加えるがよく、若しも其の反対のものであるとすれば、此れをある程度抑制し、斯くてスポーツに対して判然とした態度をとるべきであると思う」とスポーツの国家的従属を説くとともに、「今日のスポーツは、既に国防の前線と銃後に通ずる価値ある文化財である」として見ていた。この立場から野口は、スポーツが「日本の肇国精神に悖るところがあれば、日本人の行うスポーツである以上これに魂を入れ換える」べきであるといい、スポーツは「大和民族の心意気」に「同化」すべきであると次のように述べている。

本来スポーツは、近代のイギリスで成立し、その精神的理念ともいべきスポーツマンシップというものは、「英国のスポーツマン精神の中核をなしている」が、「しかるに今日、これ等のスポーツに親しんで心身を練る多数の国民がある以上、これは恰も他の文化と同様に外来スポーツの長所を伸ばし、短所を是正して日本的スポーツに同化することは発展的な大和民族の心意気であらねばならぬ。即ち従来の外国のスポーツ理念があろうとも、日本人の行う日本スポーツは、国防の前線

と銃後に役立つ強靱なる体力と、愛国の至誠に燃ゆる日本人としての性格形成に寄興するところのものである。」

野口は、スポーツの日本主義化をその軍事化、皇国主義化に求め、皇民の軍事能力と皇国主義精神の陶冶手段化を企てようとしたといえよう。この点について野口は、さらにこう書いている。

「日本スポーツの精神的性格を考えると、我国の美風たる礼儀を重んずることを先ず第一に挙げたい。従来スポーツ人には満民し得ないものがあつた。第二には気節を尚びたい。特に青壮年、学生生徒が真剣にその技を競う、いわゆる競技の場合には特に気節を尚び、恥を廉くしなければならぬ。第三には旺盛なる気力である。不屈不撓の闘志、これに伴う団結協同の精神は、またスポーツ人の信条でなければならぬ。第四には責任観念である。苟も興えられたる自己の責任は如何なる困難があつても、これを敢然除去して果すの意気が必要である。第五は皇国民としての自覚である。

既に記した通り、スポーツの本質は趣味であつて、同時に心身の鍛錬となるのであるが、たとい各人の趣味であつても、かゝる心構へを有つ時には自然血気の勇に逸ることもなく、また規律節制を紊ることもなくなるであらう。この種のスポーツを通じて養われる精神に関しては改めていうまでもない。

かくして全国のスポーツ人が各自の体力にふさわしいスポーツを通して国家の要望する處の体力と気力とを有つことになれば、日本スポーツの文化的価値は明白に認められ、一層この非常時局に有用な役割を演ずることになる。」

#### 川本信正の日本主義スポーツ論批判

オリンピック返上以後、いやむしろ満州事変以後におけるスポーツ論の国家社会主義化あるいは日本主義化に対して主体的なスポーツ思想の欠如を批判すると同時に、スポーツ固有の文化的本質を擁護し、かつまたその立場からスポーツ思想の全般的なファシズム化に歯止めをかけようとしたのが川本信正であつた。彼は、「スポーツの反省、新文化の創造とスポーツ」<sup>(93)</sup>（昭和14年）において日中戦争以後の体育思潮やスポーツ論の変質をとらえ次のように述べている。

「この正月、主な新聞は挙つて事変下における体育やスポーツの意義とか、役割とかいったような問題を採り上げた。未弘巖太郎博士が『読売』に書いた『日本体育道の建設』や『報知』に書いた『スポーツの批判と反省』、また大谷武一教授が『朝日』に連載した『体育運動界の動向批判』など、これらの論稿は新聞の要求に応じた最も代表的なものであつた。

体育やスポーツの問題について、新聞がこのような内省的な、真摯な評論を歓迎したということは、従来殆んど例を見ないことで、これはむしろ今日の流行的な合言葉たる『国民体位振興』のジャーナリスティックな興味を離れて、こういう現象の中に、現在の体育界やスポーツ界が、真面目に熱意のある自己批判を行いつゝある事実がハッキリと眺められるのである。これはいいかえれば、体育界が未曾有の試練的な時代の中で、時代の流れに棹をさしつゝ新しい文化形態としての存在を確保しようとする努力の表現である。このような傾向は、日本の過去の体育・スポーツの歴史の上に全く見出すことができない。というよりは、むしろ過去の体育やスポーツには技術の歴史はあつても、思想の歴史はなかつたといつた方がいゝかも知れない。その意味で、いまは普通にいわれているように、体育やスポーツの本当の歴史が始まる時だと考えられる。」

こうしたスポーツなり、体育なりの時代的状況の認識をもとに川本は、スポーツのもつ文化的本性を滅却するスポーツによる思想対策論や体力政策に象徴される生物学主義、医学主義を批判していつたのである。

川本は自由主義的なスポーツに対する、いわゆる国家主義、民族主義による批判はもともとスポーツが明治以後の政府による自由主義的な政策の産物である以上当を得ておらず、また「いまでこそ、過去が自由主義的であったなどというけれど、過去のスポーツ界が、果して自らの社会的な地位や任務についてどれほどの考察を払ったことがあったかさえ、すでに疑わしい」と指摘する一方、「スポーツに意義を興えたのは、スポーツ人自身ではなくて、スポーツのサークルの埒外にある第三者的な見解であった。マルキシズムの流行期に現われたスポーツに対する階級的な見方、またこれと対称的に強く表現されたスポーツに対する思想政策的な見方などがこれである」という。

そして彼は、さらにマルキシズム的なスポーツ観や、あるいは思想対策的手段としてのスポーツ観は「スポーツのもつ本質的な文化性を全く没却した」が、「ところが、スポーツ界それ自身は、こういう外部からの解釈や批判に対して、実に驚くほど無反応であった。多くのスポーツ人の中には個人として、いろいろな意見や考え方もあったには違いあるまいが、スポーツ界全体としては、批判は風の如く聞き流し、政府の奨励にはひたすら甘えつくし、しかも大衆はたゞスポーツの外面的な面白に吸いついてジャーナリズムがその太鼓を叩いた。パリのオリンピックからロスアンゼルスオリンピックに至る間の八年間が、この傾向の一番著しかった時代で、スポーツ界はたゞ太平楽を謳歌するのみ、例の『青年の歌』などはこの時代のスポーツ気風を象徴する産物として興味がある」と現実のスポーツ状況を批判した。

また川本は、こうしたスポーツの現実に対する批判や反省がなされるようになるのはベルリン大会以後であるという。

「スポーツ界が自己批判の能力を喪失していながら、スポーツは外的な力に引きあげられて、技術的にはいわゆる黄金時代を現出するという一見矛盾した時代はかなり長い間つゞいて来たが、やがてスポーツ界は、はじめて鋭く自ら省察する機会にぶつかったのである。それはベルリンのオリンピックであった。こゝで日本は、ドイツ・スポーツ界の逞ましい隆盛ぶりを眼のあたりに見せつけられ、それに引き較べて、日本のスポーツ界の姿を、否応なく振り返ったとき、あまさらながら、日本のスポーツ界におけるいろいろな混乱と無秩序、その原因となっている理念の貧困さに気がついた。今日漸く盛んになっているスポーツ界の自己批判の傾向は、事変に刺激されるよりも前に、このベルリン大会を契機として始まっているのだ。」

そして川本は、スポーツ界の自己批判のきっかけとなったベルリン大会以後、同時に「体力養成論」が興隆し、それが国民体力政策を生み出し、「こゝに国民体位向上は、官民一致のスローガンとなり、事変勃発以来、特に厚生省の設置を見るに至って、体位向上は国策の重要なテーマ」となったが、しかしながら、それは他方でスポーツの解釈に矛盾と混乱をもたらすことになったと批判するとともに、スポーツの文化的本質を擁護して次のようにいっている。すなわち「体力の養成とか、総体主義とかいうことを、余りにも強調する結果は、またしても、スポーツに対する本質的な理念を没却してしまう恐れが予想される。予想されるばかりでなく、すでに今日われわれの周囲で体育やスポーツに対する観念が、甚だしい混乱に陥っているのは、純粹に体育的な見方からスポーツを眺めようとする場合に起る観念と、スポーツが体育とは別個に、独自のものとして持っている文化的な性能が反映する観念との間に、大きな矛盾を物語っているとしか思えないのである。更に不幸なことには、今日厚生省がその体育行政の基礎的な方針として採っているらしい人間の体力に対する生物学的な乃至は医学的な範囲にとどまる扱い方が、この混乱を一層掻き廻して救い難いものになっている。(中略)リーフェンシュタールの作った映画『オリンピア・フィルム』の興える異常な感銘は、単にシナリオの良さやカメラの角度な編輯の巧さから生れてくるのではない。スポーツに対

するすぐれた感性によってあの映画の中で見事に表現されたスポーツの文化性が、われへに未知のものゝような魅力で迫ってくるのだ。」

川本は、決して明解な論理をもってスポーツのファシズム化を批判しえたとはいえない。しかし彼の論調は、明らかにファシズム・スポーツ論のそれではなく、厚生省の体力政策に象徴されるファシズム化の潮流が文化としてのスポーツのもつ独自の世界や人間的世界を破壊するものであることは十分認識されていたといえよう。

#### （5）労作主義体育論と国民学校体育論

さまざまな民族主義的な体育論やスポーツ論を背景に昭和14から15年にかけて労作主義体育論ならびに昭和15年段階における新体制運動と国民学校制度の創出にともなった国民学校体育論などが主張されていった。

##### 寺沢巖男の労作主義体育論

労作主義教育論と体育の関係が問題にされるようになったのは、ほぼ昭和11年頃からであったとみられるが、それが具体的なかたちで論じられるのは、昭和13年6月9日文部次官通牒によって全国の中等学校以上において集団勤労作業が実施される以後のことである。このいわゆる労作主義体育論ともいべきものは、意志的体育論や民族主義体育論に顕著な目的としての作業能、労作能を体育の全般にわたって普遍化させ、戦時体制下における経済的矛盾を合理化することにその意図があった。労作主義体育論と目されるものには「体育と競技」誌では寺沢巖男「勤労作業と体育」、佐野朝男「学校における集団勤労作業に就て」、石三次郎「勤労作業と国策などがみられるが、例えば寺沢は、先の論文のなかで次のように述べている。彼は、「勤労作業に依って養成される所の勤労の精神、奉仕の精神、団結協同の精神、及び強剛不屈の精神等は、平時にあっても一般国民に取って極めて必要なる徳性ではあるが、現時に於けるが如き非常時局に当面する国民に取っては、殊に重要な徳性であると言わなければならない<sup>95)</sup>と勤労作業の皇国民としての精神的効果を強調するとともに体育の内容に勤労作業を導入すべきことを次のように述べている。

「されば平時に於いても事変に際しても、体育の中に勤労作業が取り入れられる事は、極めて必要であるとは云うものゝ、若し青少年にして学校命令だから仕方がないとしていやいや之に従事し、或は其の勤労過度に失して却って危害を招来するが如き事があってはならぬ。而して斯くの如き弊害は、之れを見る事必ずしも少しとしないのであるから、常に慎密なる警戒をなす事が必要である。

されば勤労作業をなさしめるにしても、唯学校の方針、或は命令として否応なしにやらせると云うような事ではなく、勤労作業の意義及び重要性をよく了解せしめた上、夫自ら為さんと欲する作業を各自に申し出さしめ、よく之れを調査して其の採る可きを採用し、而して其作業の性質に依って之れをいくつかの団体に分ち、斯くて成る可く自ら為さんとする所の勤労をば、喜び勇を自ら進んで為し得るように導き、且つ其の体質・年齢等に応じて無理なきように仕事を監梅し、而して保健上・体育上よりも遺憾無きを期せなければならぬ。斯かる細心の注意の下に指導する事を怠らないならば、勤労作業をして謬ち無く弊害無く、而してよく其の目的を達成せしめ得るであろうと思う。<sup>96)</sup>

こうした主張は、その他の労作主義体育論においてもほぼ同様にみられるが、それらは国民学校体育論におけるいわゆる行的実践論として受け継がれていった。昭和15年段階になると新体制運動の勃興と国民学校の理念的関連ならびにその理念に即応した指導方法が問題にされていった。

## 齋藤薫雄の新体制下の体育論

新体制運動とはいうまでもなく、高度国防国家体制に向けてあらゆる国民生活の領域を皇国主義、もしくは日本主義イデオロギーによって動員しようとするファシズム・イデオロギー運動であったが、この新体制と体育を論じたものには北沢清「新体制と体育行政機構」、園部農夫「新体制樹立と体育の諸問題」、浅井浅一、浅川正一、齋藤薫雄、笠井恵雄「座談会 新体制下における体育指導」、齋藤薫雄「小学校体育の新体制」<sup>97)</sup>などがある。

例えば齋藤は、上記の論文のなかで新体制のファシズム理念に対応した指導の方法原則について述べている。齋藤は、新体制の理念とは「滅私奉公の精神」であるとし、次のようにいっている。

すなわち新体制の「根本理念とは何ぞ。分り易く言えば滅私奉公の精神である。或は公益優先の思想と言ってもよいであろう。

従来は、英米思想にかぶれて、甚だしく個人主義であり、自由主義であって、其の上に、所謂旧体制が出来上っていたのであるが、之を一切精算して、日本主義、全体主義の上に新たな体制を築かんとしている訳である。此の日本主義、全体主義、日本的全体主義こそとりもなおさず、滅私奉公の精神であり、公益優先の心構えであって、所謂新体制の理念である。政治も経済も、文化も教育も、国民生活上の如何なる部面も、此の心の上に立たざる限り、如何に機構を整えようが、組織を変更しようが、決して新体制ではないのである<sup>98)</sup>と。

この日本的全体主義という新体制理念に応じて齋藤は、国民学校体錬科は(1)目的の国家化、(2)心身一体の訓練の強調、(3)躰の強調、(4)団体訓練の強調を基本理念とし、その方法原則は(1)錬成主義、(2)重点主義、(3)教材の精選、(4)指導の単純化、(5)教授細目の実際化、(6)成績考査法の確立、(7)教師の再教育並に修養機関の恒久化にあるとしている。

こうして新体制下における国民学校における体錬科の理念が唱導されていったのである。例えば橋本重次郎は、「国民学校と身体教育」<sup>99)</sup>(昭和15年)のなかで国民改造とそのため的心身一如的体育を主張している。

彼はまず「国民改造」の必要を強調し、こう述べている。

「西に第二の欧州大戦があり、東には日支の粉争がある。ソ連は、二十余年間蓄積した国力で世界の赤化に努めて居る。日本は単に世界の一等国だとの誇りのみで苟安を夢みて居る時でないことは云うまでもない。

然るに我国には明治初年以來、外国文化の輸入に伴って来た、極端な個人主義、利己主義、普遍主義、拜金主義、偏知主義がはいって、稍もすれば我国伝来の国民的信念を弱めかけたのであった。此れは由来我国には欧州強国の如く吾人の生活を脅威するに足る強い隣国がなかった事にも依る。然るに今日では交通が発達して地球の表面が狭くなり、全世界の国が皆隣国になった。従って今後、我國民の貴き吾人の国体と文化とを保持し、健全な発達を計るためには國民の改造を企てなくてはならぬ。」

この國民の改造のために橋本は、国民学校の教育は國民精神の強化と同時に、心身一如による鍛練を説いたのである。

「国民学校教育の教育方針中根本的なものが二つある。一つは皇国の道の修練によって國民精神の強化を計ることで、他の一つは心身一体の錬成によって健全な身体を作ると云うことである。皇国の道とは、国体の信念を中核として国初より伝承し、発展して来た日本臣民の道であって皇運扶翼の道であり、教育勅語に明示された斯の道である。

其れ故に国民学校で錬成しようとする『人』は、国家を離れた個人の心意性能力の開発を目指す

ものでも無ければ、又人類としての人道の実現と云うことでもなく、抽象的の人間を教育の対象として居るのではない事は明かである。

従来外来文化の余弊に災されて居った考えを洗い去って、我国教育の本筋に立ち帰らせようとするのである。換言すれば、世界観の統一、徹底を企てるのである。」

そして橋本は、さらに「身心一体観の教育」について触れ、次のようにいっている。

「皇国の道の修練と云うのは、単に知らせたり、感じさせることなくして、これを実践に移し、実践を通して臣民としての全人格を形成せしめようとするので道の修練と言う語の中に、身心一体観が含まれて居るのである。皇国の道と云うのは目標であって、修練は其の方法である一応の意味を説き得るが、更に此の概念を吟味して見ると道は具体性をもち、実践性を有するのであるから同時に方法原理をも内含して居る。道は日本臣民の此土に生れてより死に至るまで修練さるべきものである以上、修練は方法であって、同時に又目的の一部と考えなくてはならぬのである。更に語を強めて、身心一体として鍛錬せしめるとあるによって、今回の国民学校案が如何に身体教育を精神教育と結合させて強調しているかがわかる。且つ同案に詰込主義等によって、児童の健全なる発達を阻害することなく、成るべく児童の負擔を軽減し、身心健康にして快活純真、生氣洋溢せる児童を育成す、と称して居るのは国民学校案の重要なブントの一つである。」

#### 野口、石山、寺沢の国民学校体育論

一方野口源三郎も体錬科の理念として「心身一体による皇道への帰一」を強調している。彼は「体錬科と指導者」<sup>(100)</sup>（昭和15年）において次のように述べている。

「此の国民教育の一大転機（国民学校への再編——（註））に際し、体操科指導の任に当る者に與えられた課題は何であるか。皇国の道に帰一せしむべき錬成を如何にしたらよいか。他教科との相互の連繫問題、教科外に於ける体育運動等の組織化に及び、如何にせば国民生活に即せしむることが出来るか等は、その主要の問題であらねばならぬ。顧れば従来の体操科の指導にあつても、此等の課題は臆気ながらもある程度、触れていないわけではなかった。然しそれは体操科の要旨からみても今回の国民学校施行規則に軽べれば臆気であつたと言うより仕方がなかった。

今や体錬科指導の衝に当る同志は、新なる気分を有って虚心担懐に体錬科の精神と其の施行要領とを十分に研鑽、研究することが急務である。而して第一歩は、皇国の道、即ち国體の本義を再確認し、知徳心身を一体として皇国の道に帰一せしむる指導の要領を理解することだ。斯くして指導の實際に当る吾等が真剣に其の道に精することによってのみ国民学校体錬科の画期的画新の実が挙がるのである。」

また篠原の意志的体育論の上に立って行的实践、鍛錬による心身一如的な理念を主張したのが石山脩平である。石山は、すでに論究したように昭和13年に意志的体育論を展開しているが、昭和15年には「心身一体と体錬科の理念」<sup>(101)</sup>と題して次のようにいっている。

すなわち石山は「『心身一体』は国民学校教育方針の重要な第一項であり、現代教育全体を貫く指標である。空疎な精神主義や偏狭な主知主義は、身を軽んじて心のみで馳せ、墜落せるスポーツや自覚の伴わぬ行的訓練などは心を忘れて身だけを重んずる。しかも、従来の教育の通弊は心を忘れた身体性よりも、身体性を欠いた心の教育に一層多く見出される。そこでこの通弊を是正するためには身体性の教育が特に切実に要求せられる。実践、行、鍛錬等の強調はこれを意味する。教育審議会が身を上にして『身心』と書き、これに注意を喚起したのも故あることと思われる」と。

その身心関係について石山は、身体を意志の表現媒体としてとらえた篠原理論を援用しこう述べ

ている。

「身体が精神の『表現』であるといわゆるのも、精神がそのままに身体においてあるのではなく、精神は身体を超えて、身体と対立してありながら『再び身体において現れる』ところの『再現』(Representation)としての『表現』と解せられねばならない。身体が精神の『忠僕』であるときに心身一体の理念が実現するとは屢々説かれる説である。この場合にも忠僕たるべき身体は、自己に忠実ならんがために自己の職能を十分に発揮する点において強壯、敏活、堪能でなければならず、しかも精神に忠僕ならしめんがために精神と合一し、精神の統制に完全に服従しなければならない。自を主張しつつ対極と合一するところの弁証的關係こそ『忠僕』の真義に外ならぬのである。」

この立場から石山は、さらに「体育の理念は、端的に私見を述べるならば、その人自らの身体的能力を完全に発揮して精神の忠僕たらしめるにある。体育は、単なる身体のためにあるのではなく、精神の実現の素材としての身体のためにあるのである」といい、それが故に「体育は、苟もそれが身体を通しての、若しくは身体に即しての『教育』であるならば、当然精神の振起と精神による身体の統制力を本質的使命としなければならぬ。体育が心身一体の教育を必要とするよりも、むしろ真の心身一体の教育でなければ真の体育とは言われ得ないのである」と身心合一を説いたが、究極的には石山のいう身心合一の過程は、体錬科教授要目の「体錬科ハ身体ヲ鍛錬シ精神ヲ錬磨シテ濶達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ実践力ニ培フヲ以テ要旨トス」との皇国主義体育理念に合一する過程であり、「ここでは身体の鍛錬は、精神の錬磨と結合し、そこに育成せられる濶達剛健なる心身は、結局においては、『献身奉公ノ実践力ニ培フ』ことを目的とするのである。『献身奉公』こそ皇国の道であり、日本国民の理想として具体化した価値的精神であって、それを実践する力を養うために鍛錬が行われるのである」との結論に導かれる。これは明らかに篠原の「体育私言」で展開された論理以外の何ものでもないが、篠原の意志的体育論については論述しているのでここでは触れない。

野口、石山のほかに寺沢巖男は、「鍛錬と養護(「体錬科に就いて」の其の一)<sup>902)</sup>、「行の教育と体錬科(「体錬科に就いて」の其の二)<sup>903)</sup>(昭和15年)において「教行一致」、「行の教育」、「知行一致」に体錬科の理念を求めるとともに「人的資源完成」のための体錬科たるべきことを次のように述べている。

「国民教育は、心身を一体と見ることに依って、知能の開発及び人利の陶冶を身体教育と並進せしめ、又知行を一如と見て、知識と其の实践躬行との関係を一層緊密ならしめんが為めに、体錬科をして所謂行の教育の基礎たらしめなければならぬ。又体錬科をして心身の鍛錬と養護摂生とを調和結合せしめ、且つ国民科等の諸教科と相俟って皇国民の基礎的錬成の重要教科たらしめ、更に高度国防国家建設の人的資源を完成する為めの有力なる手段たらしめなければならぬ。<sup>904)</sup>

これらの知行合一論は、昭和16年以降においては日本主義体育論や日本体育道論のなかで華々して主張されていくことになる。

#### (6) 体育の合科教授と遊戯学習のファシズム的屈折

意志的体育論や皇国主義体育論、さらには日本主義スポーツ論や身心一如的体育論なども全般的なファシズム体育論が叫ばれるなかで、教育現場における体育指導の方法原則として自律主義、興味主義、個別主義のほか合科学習論や物語教授論など大正自由体育の方法論が継承され、強調されていった。

日中戦争以後の急速なファシズム化が浸透するなかでなお自律学習や興味主義の原則、合科教授

が高唱されつづけたその理由についてはすでに指摘しておいたが、日本主義イデオロギーをより合理的、効果的に注入する過程で近代の方法原則——それには日本的に変容された原則という注釈がつくが——を無視しえなかったという証左にほかならない。

#### 二宮文右衛門の自律・興味主義体育論

その一例として二宮文右衛門の自律主義、興味主義的な体育学習論をあげることができる。

「新学校体育論」において「非常時を打開し得る」国家的人間の陶冶を唱導した二宮は、「今日教育に於ける一般的思潮としての他律より自律へ、受動より能動へと云うことは教育教授の最も重要やる方法上の原理とされている。さて我々は、身体を通して全人間を陶冶せんとする体育の実際界を観察するとき、体育自体の理想的要求とはあまりにかけ離れた現象を見出すことが出来る。体育に於て他律は依然伝統的他律主義に支配せられ、それは能動の全くない、受動主義であるかのように思われる<sup>105)</sup>と旧態依然とした形式主義、画一主義的な体育教授を批判し、「体育への意志の教育は、体育に対する自覚に求められるのである。然らばその自覚的要求とは何を指すのであるか。その根據如何と云う問題になって来る。之に対して仮の結論を興えるならば、自律的時代に先立って先ず他律的体育たれ！自律し得る時代に於ては自己の内的要求に応ずる自律的体育たれ！その過度期は他律より自律への橋渡しと考えねばならないと思う<sup>106)</sup>と述べるとともに「その根本原理を為すものは、自律、他律を通じて正しき体育への要求<sup>107)</sup>であり、それは「自己の体育的理想に照した直接的興味の発展<sup>108)</sup>にほかならないとする。

二宮は、こうして興味主義の原則を掲げ、この立場からたんなる努力主義の体育は「比較的人間の自然性又は生理的、心理的な要求とは別個の立場に立ち、子供の心理的、生理的な性質を無視して全く権威関係の下に於て努力的に行わんとする傾向<sup>9)</sup>に陥りがちであって、「吾々はかゝる方法をば（中略）形式体育と云う名称を興えたいと思う<sup>110)</sup>と批判している。

このような批判を加えた二宮は、興味主義のほか「遊戯化」、「分習法と全習法」、一斉学習の弊害を補完するための「個別学習と班別学習」等の方法原則をあげ、体育学習の遊戯化について次のようにいっている。

「何も児童をしていゝ加減にさせたり、全力を集中させない種類の活動を要求するのが遊戯化の法則ではない。体操教材の指導に於て遊戯化の原理を利用せんとするとき、体操の目的を果すために体操の取扱いを此の遊戯的原理に従ってせんとするのである。即ちその運動を児童の興味に合するように構成し、此の行動によって児童自ら満足を感じることが出来るような運動を児童の前に提出するのである。その時には児童は、全く行動以外に何の目的をも持たずその活動に専心することが出来るのである。それは決して外的な権威を感じないで練習させることにもなる。従って遊戯化と云うことは運動をば児童の要求にまで引き下げ、彼等の要求に合一して、そこから運動練習を通して身体の練習を行わんとするのである。<sup>111)</sup>

二宮が自律主義、興味主義、そして遊戯化等の教授原則を主張したのは、まさに「自由な服従の精神の陶冶」のため以外のものではなく、大正自由体育の矛盾と限界そのものがここに投影されている。

#### 北井清の体育の合科学習論

一方奈良女高師附小の北井清は、「合科の精神と体育学習の改造<sup>112)</sup>（昭和12年）と題して合科主義にもとづく体育学習論を唱導している。

この合科学習論は、改めて指摘するまでもなく、奈良女高師附小主事の木下竹治が主唱した学習論であるが、それは国民学校案に否定的なかたちで吸収されており、北井の合科論も基本的に国民学校案のそれを逸脱するものではなかった。

冒頭で北井は、「体操学習とは労役としての体操学習を救うことである。即ち、労役として体操学習を生長の体操学習に改造することである」と苦役と化している体育学習の現実を子どもの発達材へと改造することであると主張するとともに、具体的には「生長の体操学習、それは学習者の生活をして身体的に、精神的に、道徳的に発展せしめるところの体操学習、即ち道徳と智情も其の総べてを包含して、人間の生活を内容ある発展へと生長せしめる全一的発展の体操学習の意である」と説明を加えている。

この観点から北井は、現代は「全一的発展の体操学習」へと改造する時代であるという。

「現代の教育実践家は今、今まで抱いてきた教育観を整理せねばならぬ期に際会しているのである。

古き皮袋に新しき酒を盛ろうとしているところに大きな矛盾があり、不自然極まるものがある。此のことは殊に体育に直接関興する指導的立場にある人々に於て強く、深く内省すべきであると信じている。

即ち、頭の上に頭を積み重ねて得意顔然たらんが為め瞳孔を外に向けて散大せしめ、脚が地上より離れている教育の声を聴くことのみ忙しく、純粹で自然な児童の生活の声を自己の深奥處に聴く暇のなかった教育実践家は、極度に形式化された労役としての体操学習に対し、其の萎縮した自己の教育的良心を更に理智で疑固させ、唯々、冬の湖の鮒の如く身をすくめて呼吸してきたのであった。

然し時代は何時までも其處に止まる性質のものではなく、人間が何時までも其處に止まることを許容しない。」

北井は、「体育活動は新しい時代に於ける哲学の人間的实践である」と規定し、その人間的实践へと努力しなければならないところに体育の憧れと悩みがあるという。では北井のいう「哲学の人間的实践」とはなにか。それは国民学校案による民族の強化、国家的発展と国民精神の錬成という理念にもとづいて教育を実践するのみならず、児童の生活力を発展させることであるとしている。すなわち「義務教育八年制の実施に伴う文部省の教科内容改革の根本方針」である「一、国体觀念の明徴 二、児童の能力に適応 三、低学年合科教育（児童の日常生活を中心にして総合的に教育して行く） 四、作業教育の高調 五、郷土尊重の教育（郷土を基にして教育して行く） 六、体育の重視（身体の養護（鍛錬を含む）と徳性の涵養、課外運動の重視） 七、職業的指導の重視 八、情操教育の暢達 九、理科の改善と教学の実用化」と「生活発展主義、労作主義を高唱し、重視し、全体主義の教育原理により人格の統一的発展を目標に学校教育全般により、道徳教育を行い、国民精神（日本精神）の涵養と徹底を期しつゝ児童、生徒の素質、環境により職業的指導を行うことを重視しているのであって現代教育の理想とするところが略々理解され得ると考えられる。

すなわち、民族強化、国家の発展、国民精神の錬成、作興等々の上層の観点に立って教育を云々することは勿論緊要なことであるが、教育実践家が実際教育して行く場合、あくまで直接の問題は具体的な事実としての児童生活であり、内から迸り出づる生活力の発展に基くところの其の具体的な児童生活を疑視し、児童と共に生活しつゝ児童が純真に、快活に、健康に伸びて行くのを阻害する種々なる条件を如何にして削除するかということである。」

そして北井は、そのためには「児童、生徒の体育問題を唯単に体操の領域からのみ眺めると云う

ことは戒しむべきことで、児童、生徒の教育全体の立場に於て、彼等の体育を如何にあらしむべきかを考慮しなければならぬ」と述べ、ここに彼は「体操学習の改造」を唱導したのである。

この体育改造の方向を主に木下竹治の学習論に求め、まず学習について彼は、「学習は学習者が生活から出発して生活によって生活の向上を図るものである。学習は、自己の発展それ自身を目的とする。異った遺伝と異った環境とを持って居るが、機会均等に自己の発展を遂げ、自己を社会化して行くのが学習である。教師は学習の指導者で又共学者である」との木下のことばを引用し、この学習論をもとに「体操学習」を「体操学習は、体操、教練、遊戯及競技、武道並びに衛生を其の内容としている体操的生活を生活することによって全生活の向上発展を図らんとする行の生活である。従って体操学習は知より行に進むのではなく、行より更に一層高次に進むのである」ととらえ、「生長の体操学習、即ち、全一的発展の体操学習」であるとみたのである。そして北井は、この全一的発展のための体育学習の方法原則は合科主義に立つべきであるとしたのである。そして「云うまでもなく合科とは、分科の合せたと云う意味ではなく、全一的生活を指しているのであり、合科学習は学習者が教師の指導の下で自ら全一的生活を遂げて全人格の渾一的発展を図ることを要旨とし、之が指導原理として興味原理、環境接触原理、労作原理、創作原理、発展原理の五つの原理が挙げられている」述べるとともに、「全一的発展の体操学習」ならびにその方法論である合科主義教授によってはじめて国家ならびに民族に帰依しようと次のように結んでいる。

「全一的発展の体操学習に於ては、体操的精神の発現に努力し、以て不斷に民族、国家を背景として自己の向上発展を学習者たる児童、生徒が図るべく指導される。

体操的精神とは、一言にして云えば心身一如、靈肉合致の世界に到達せんとする精神で、——即ち、人間が自己のある相（現実我）を反省、認知し、自己のあるべき相（理想我）を認知し、之を実現せんとする精神で、一面よりすれば理想的、進歩的精神である。此の体操的精神を発展せしめることが、そのまゝで学習者の全人格の発展となり、其の環境の発展となるように努力することが全一的発展の体操学習の要旨」であり、「此の全一的発展の体操学習こそ真の人間発展に寄興する体操学習によってこそ、人の生活を内容ある発展へと導くことが可能である。人の生活を内容ある発展へと導く時、人は先ず自己自身に意識を向け、更に自己が呼吸する世界、即ち国家、民族の中に自己を発見し、歴史的に発展して来た民族、国家の理念に対して奉仕する」ことであると。

#### 斎藤薫雄の物語式教授論

一方斎藤は、「非常時下の体育指導論」<sup>(13)</sup>（昭和14年）において小学校低学年の指導方法としての「物語式」教授をあげている。

斎藤は、この物語式教授が合科教授の理論から生れたものであり、「所謂遊戯化の一つの方法」であると述べるとともに、「戦争ごっこ」を題材としたある物語式教授の実践を例として引き合いに出しながら論じている。

それは「漢口攻略戦」を内容とするものであったが、彼は「題材としては至極結構である」と述べ、その授業に次のような評価をするとともに、物語式教授のねらいについてふれている。

「指導も立派であったと思う。しかし、所謂教授案形式にこぼり過ぎたために、可なり無理をして、各部運動の物語とを結びつけたところに、かなりの不自然さがあった。此の不自然さは或程度までは避けられない。要するに程度問題だ。児童が本当に兵隊さんになって自分で漢口攻略をしているのだという気持になっていたかどうかは疑問である。此の時代の児童は、想像の世界と、現実の世界とが、未だ十分に分離していないから、巧みに導けば、想像で始めた事が直に現実化して来

るのである。何時の間にか彼等は、本当に自分は部隊長として指揮しているのだと思い込み、本当に河を渡るのだと思い込み、本当にトーチカを占領するのだと武者振いをするという気持ちに至り得るのである。ここが物語式のねらい所なのである。

だから運動の流れを教授案の形式に、強いて当てはめる事は可なり無理であって、思想の流れを阻害する虞れがある。劇でも、小説でも、筋の不自然なのはピント来ない。現実的にあり相な事を筋にしてこそ、我等は泣いたり、笑ったりして芝居を見、小説を読むのである。

物語式教授のねらいどころも其の点になければならない。」

この「漢口攻略戦」を題材に齋藤は、その教案を示している。(右教案参照) そのなかで齋藤は、「一 指導方針」に「(1) 教材はその遊戯化をはかり、自然的、総合的に取扱い、児童の生活に適合する様指導する。(2) 形より動作に重きを置き、充分なる運動量を考えることに依って児童の活動欲を満足させ、体操愛好の気分を養成し、以て心身発達の助成をなす。(3) 集団的訓練の導入に留意する」こととし、「本時の主眼」として「世界戦史に燦たる漢口攻略、漢口入城を主題として児童の最も喜ぶ兵隊さんの模倣や遊戯を連ねて一聯の物語形式となし、児童活動本能を満足させ以て指導方針の達成に努め度い」と述べている。

そして最後に齋藤は、「今日までの自由主義思想は知らず、識らず我等を快樂的にし、利己的にし、無節操にした。

『先生も人なり』などといって相当デカタン生活もやった。しかし之等は天理に背くものであり、且つ現下の国策に合わぬ。体育は天理(自然法則)を根本原理として成立しているものである。しかして国家の方針に従わねばならぬのである。我等の生活も同様である」と自由主義思想を批判したのである。

(9) 「東京市小学校体操科指導要目講習会」の中止問題と三橋喜久雄の抵抗

昭和12年9月に注目すべき事件があった。それは「東京市小学校体操科指導要目講習会」の中止問題であった。文部省は、昭和11年6月に学校体操教授要目を改正したが、それと同時に「各学校長ヲ督励シ本改正要目ニ基キ(中略) 克ク土地ノ情况ニ適切ナル教授細目ヲ定メテ之ヲ実施セシメ

動運理整		動 運 主										動運導誘			段階
教練	體操	競技	遊戯	操 體						操	體	教練	教材	戦争ごっこ	
呼吸	不肢	遊戯	唱歌	走及歩	跳躍	背	腹	體側	懸垂	上肢	胸	歩及走	各種走		集列、右向ケ
集合整列	臂脚屈伸	ヒカウキ	兵隊さん	各種歩	跳上下	跳越	體前後屈	體側轉	攀登	臂各方伸	胸後反	各種走	集列、右向ケ	遊戯	遊戯
並んでお家へ歸りませう	なほしませう	戦争の疲れを	お祝ひに飛行機が空をとびませう	漢口入城	小山越え	壱澤越え	クリークを舟で渡りませう	砲撃	斥候兵	敵機を高射砲でうちませう	敵の飛行機を見なさい	さあ空爆に	飛行場に飛行機が早く並ぶ	遊戯	遊戯
		ピアノ	ピアノ	ピラアの旗	跳箱	平均臺			助水					用具	用具
分二	分八										分十			時間	
敏速に	鼻で充分息を吸って出す	らくらくした気持でゆつくりと	自由に、伸々と	愉快に、元氣よく	胸を張り足を揃へて堂々と	體を越してやる	恐れず勇敢に	充分前後に屈げる	體をよく捻る	機敏に	充分臂を伸す	よく胸を反らす	元氣に、自由に	敏速に、規律正しく	指導要點

ル<sup>14)</sup>こととの文部大臣訓令を通過した。

この通達を受けて東京府は、昭和11年6月、即ち教授要目改正直後に小学校教員に対して教授要目の伝達講習会を行う予定である旨の通達をしている。一方東京市は、市独自の教授要目を制定する計画であることを明らかにし、それを「東京市小学校体操科指導要目」として発表するとともにこの東京市の指導要目は文部省、東京府も承認済みであることを附言していた。ところが東京府は、東京市が指導要目を発表する以前に(1)体操科の教材たる体操、教練、遊戯及び競技の分類のほか新たな「類」を設けて、これを実施して可なりや、(2)定められたる運動を異る「類」の中に編入して可なりや、(3)学年配当を変更して可なりや、の3項目を安井文相に提出していた。これに対して文部省は、同年11月9日普通学務局長、体育課長の名をもって学校体操教授要目の精神に違背するが故に不可とする回答を行うと同時に、東京府のみならず全国の府県知事にもその旨通達したのである。そのため東京府は東京市の山口体育課長、小柏視学課長に対して市の「小学校体操科指導要目」の無効を命じ、市が自らその取消をしない場合には東京府が取消の処分を行うことを明らかにしたのである。

山口体育課長と小柏視学課長は、追って回答することを確約したが、その回答がなく、そのため東京府は市に回答を督促するのみならず、東京府の指示があるまで市の体操科指導要目の講習会の開催を禁止したのである。これが問題の発端であった。東京府が延期を指示したのは、市の体操科指導要目が東京府の3項目と同様学校体操教授要目の精神と矛盾するものであったからにはほかならなかったが、東京市が敢えて独自の指導要目を制定しようとした背景には市の体育視学官であり、かつまた体育係長であった三橋義雄、学校体操教授要目を一貫して批判し続けてきた三橋喜久雄の存在があった。三橋喜久雄のいわゆる生命体操が東京市の教育実践にどの程度の影響を与えていたのかは不詳であるが、無視しえないほどの影響を与えていたことは、その真偽はともかくこの問題に対するある論評から伺える。

「殊に三橋義雄氏に就ては、視学の立場にあって、弱き小学校教師に彼の体操の実施を意識的に強要するかの如きことがあったことをしばしば聞いている。小学校の教師中彼の体操を遵奉しない者は教員移動の内申権を利用して自由に移動、左遷させていたらしい。若し事実そうであったとすれば、彼は実に視学権を乱用（権力の乱用）して自己の体操を合法的に強制したと云わねばならない。そうだとすれば自己の位置を守らんとする教師達は、止むを得ず三橋式体操を行い、そのために兄喜久雄氏の三橋体育研究所に於て『生命体操』なるものゝ教授を受けねばならなかったのも事実である。（中略）又東京府は既に古くから、師範教育の方面からも、東京市の此の態度のためになやんでいた。事実府の三師範学校には文部省の要目をもって体操教授を行っている。然るに生徒達が学校を卒業するや、文部省の要目が全然行われていない東京市の小学校に就職する者は、総て三橋式の体操を習い始めねばならないのである。ここに於いて師範学校の体操の實際的意義が失われてきた。そのために府の師範学校側からも体育系統の二重性の解決を求めようとしたが、これまでは、その非常な努力にもかかわらず全然この努力も水泡に帰してしまっていたのである。」<sup>15)</sup>

児童中心主義の立場から学校体操教授要目の権威主義、画一主義を批判してきた三橋の最後の抵抗であったといえる。その抵抗は、たんに学校体操教授要目のもつ形式主義に対してだけでなく、客観的には国家主義的、権力主義的な学校体操教授要目を生みだしてきたファシズム的な土壌に対する批判的契機を含むものであったとするのもあながち過大な評価とはいえないであろう。三橋が「教育的反逆者」とされた理由がここにある。

「先ず国民普通教育としての体操科の本旨を破壊するものとして、敢て学校体育系統の混乱を招

くような凡ゆる態度の根絶を叫ばねばならない。体育の研究は自由である。そしてこれを小学校教師としての教育的関係を離れて私的に演習することも自由である。併し、私的に考察された体操を未だ国民教育の内容として国家的に是認されることなく小学校に導入し、児童に実施せしめることは、理由の如何を問わず、教育的反逆者と云わねばならない。<sup>(16)</sup>

昭和11年から昭和16年に至る意志的体育論、労作主義体育論、身心一如的体育論、国民学校体育論、国民体力論、さらには日本主義スポーツ論等多様なファシズム体育論は、昭和16年以後に主に平沼良、前川峯雄、羽田隆雄等の「八紘為宇」を理念とする日本体育道論に吸収、統合されていく。

## 註

- (1) 「続現代日本教育政策史」 海老原治善 三一書房 昭和42年 pp256~257 以下引用文は断りのなり限り現代かなづかい、一部当用漢字とした。
- (2) 同上書 P 258 原文のまま。
- (3) 同上書 P 259
- (4) 同上書 P 259
- (5) 「青年学校体操科教授及訓練要目制定の方針」 「体育と競技」 昭和12年8月号 pp17~18 以下句読点一部引用者
- (6) 北沢清 「国防体育大会を顧みて」 「体操」 昭和13年4月号 P 37
- (7) 「近代日本教育制度史料」 第15巻 講談社 昭和31年 P 271  
これはほぼ木戸の理念に沿うものであった。木戸は同審議会の開会のあいさつで次のように述べている。  
「現時ノ教育ノ実情ヲ見ルニ、我が国教育ノ本義並ニ時運ノ趨向ニ照シテ解決ヲ必要トスル幾多ノ問題ガ横ハツテオリマス、或ハ国体ノ本義ヲ一層徹底セシムベキ必要ガ唱ヘラレ、或ハ国民大衆ノ教育ノ拡充ヲ図ルヘキ要求ガアリ、其ノ他国民体位ノ向上、科学及産業教育振興ノ必要等種々ノ重要ナル問題ガ提セラレテタルノデアリマス、更ニ負担ノ過重及至画一化、形式化等ノ弊ヲ矯メテ、真ノ人物ヲ育成シ、創造的実践的性格ヲ鍛錬スルノ要望モ亦切ナルモノガアル」(同上書 第14巻 P 449)  
木戸も教育の画一化、形式主義化を無視しえなかったものとみえる。しかし、この審議会の答申は、最終的には実施されることなく終り、ただ一部軍部の要求を呑むかたちで青年学校の義務制と国民学校の発足として実現されていった。青年学校の義務化は、昭和13年1月11日の閣議で決定され、昭和14年4月から実施されたが、これは明らかに軍部による勤労青少年の軍事能力の向上、すなわち在営1年6ヶ月では兵力の保全が不可能であるという問題を解決すること、また労働時間外の生活時間を「思想善導」の立場から統制することを目的とするものであった。
- (8) 「体操」 昭和13年5月号 P 3
- (9) 「天皇制国家の支配原理」 未来社 1966 pp148~150
- (10) 「資料日本現代教育史」 宮原誠一 伊ヶ崎曉生 藤岡貞彦編 三省堂 1974 P 325
- (11) 「現代日本の教育思想 戦前編」 柳久雄 川合章編 黎明書房 昭和37年 P 220
- (12) 同上書 P 214
- (13) 「日本ファシズム教育政策史」 久保義三 明治図書 1969 P 362
- (14) 同上書 P 372

国民学校令における合科学習論の吸収には篠原助市によるところが大きい。昭和8年5月に文部省内に設置された「教育調査部」の部長に篠原が就任したのは昭和11年の5月であった。篠原は部長になると木下理論による奈良の「合科学習」に深い関心をよせ、昭和11年12月に奈良女高師附小を訪れ、同附小訓導と討議をしているが、こうした過程を経て国民学校案に合科学習論が摂取されていった。この点については「大正デモクラシーと教育」(中野光 新評論社 1977 pp186~192) 参照

またこの国民学校案の根底には「少国民」という児童観があった。この児童観は、子どもを「国家的要求の質と量に即して教育効果を測定する『手段価値』」として把握しようとしたが、このことは「現実の子ども

の生活や意識を無視することではなく、「子どもの事物に対するリアルな興味、鋭い感受性を利用することによってこそ、かえって遅れたものと歪んだもの、好戦的な感情や献身のモラルを温存し強化すること」ができたのである。(志摩陽伍 「国民学校の教育」 「日本近代教育史」 現代教育学 5 岩波書店 1962 pp316~317)

- (15) 「国民学校体錬科教授要項」 「学校体育制度史」 井上一男 大修館書店 昭和47年 P371  
この要項でも「児童心身ノ発達、男女ノ特性ヲ考慮シテ教授ヲ之ニ適合スルヤウ工夫シ」と児童中心主義が指摘されている。
- (16) この厚生省設置にいたる過程と体力政策の関連については拙稿「体力思想の論理」(鳥取大学教育学部研究報告 教育科学 第19巻 第1号 昭和52年)において指摘しておいた。
- (17) 「体操」 昭和13年4月号 P43
- (18) 同上誌 P43
- (19) 同上誌 P43 原文のまま。
- (20) 同上誌 P43 原文のまま。
- (21) 「宮城県教育百年史」 宮城県教育委員会編 昭和52年 P253  
新潟県でも昭和15年8月に県教育会が次のような「教育綱領」を決定している。  
「・教育勅語ノ聖旨ニ則リ皇国民タルノ資質ヲ錬成スルコト ・質実剛健堅忍持久ノ精神ヲ一層振作スルコト ・誠実勤勉質素儉約ノ気風ヲ一層助長スルコト ・明朗闊達敢為進取ノ氣象ヲ涵養スルコト ・集団の勤作業ヲ重シテ奉仕の生活ノ訓練ヲナスコト ・科学的訓練ヲ重視シ国防ノ強化ニ資スルコト ・保健思想ヲ涵養シ心身ヲ鍛錬シテ体位ノ向上ヲ図ルコト」(「新潟県教育百年史 大正・昭和前期編」 新潟県教育百年史編さん委員会 昭和48年 P867)
- (22) 「学校体操界の回顧」 同誌 pp82~83
- (23) 「精神的動員下に於ける体育」 「小学校体育」 昭和12年10月号 P23
- (24) 同上誌 P24 傍点大石
- (25) 同上誌 pp24~26  
大石は、この生きた教訓について「勇敢なる少年航空兵出身の『若鷲』のこと、弾雨の中に立って十倍に余る敵軍を敗走せしめた戦士のこと、総ての者が陛下の赤子たることを喜んで『天皇陛下』万歳を叫びつゝ戦死して行く人々、これ等をうちにあってはげます少年少女、老幼男女の数々の具体的事実の教訓は日本人を形成するのにまことによき教訓である」と述べる一方、「此の時局こそはやゝともすれば安逸な時代の間にもうすれかゝりつゝあった此の日本人のよき精神、即ちこの純忠の精神を今一度しっかりと少年達の心奥に興えるのに最もよい機会に当たっているのである。  
体育によって忠公に奉じ、日本精神を昂揚するための教育も此の機会に於て十分遂げねばならない」(同上誌 pp24~25)と主張している。
- (26) 「体育要論(一)」 「体育と競技」 昭和11年11月号 P4 傍点篠崎
- (27) 同上誌 P5
- (28) 同上誌 P5
- (29) 同上誌 P5
- (30) 同上誌 P5
- (31) 同上誌 P5
- (32) 同上誌 P5
- (33) 同上誌 P5
- (34) 同上誌 pp5~6
- (35) 同上誌 P4
- (36) 同上誌 P8
- (37) 同上誌 P8
- (38) 同上誌 P6 傍点篠崎
- (39) 「体育要論(三)~意志陶冶論~」 「体育と競技」 昭和12年3月号 P7
- (40) 同上誌 P8 傍点篠崎

- (41) 同上誌 P 8
- (42) 「体育と競技」 昭和13年5月号 pp9～15 以下頁数は引用の範囲を示す。
- (43) 「体育と競技」 昭和15年1月号 pp39～46 傍点高尾
- (44) 「体育と競技」 昭和15年1月号 P32
- (45) 同上誌 P32
- (46) 同上誌 P36
- (47) 同上誌 P36
- (48) 同上誌 P37
- (49) 同上誌 P37
- (50) 同上誌 P37 傍点大石
- (51) 同上誌 pp37～38 傍点大石
- (52) 同上誌 P38 傍点大石
- (53) 「哲学と体育運動」 「体育と競技」 昭和15年2月号 P3
- (54) 同上誌 P3
- (55) 同上誌 P3
- (56) 同上誌 P3
- (57) 同上誌 pp3～4
- (58) 同上誌 P6
- (59) 同上誌 P6
- (60) 同上誌 P6
- (61) 「体育と競技」 昭和15年6月号 pp11～17

この体育の技術論は唯物論研究会(昭和7年創設)を中心とした戸坂潤,岡邦雄,永田広志,相川春喜等の技術論争によって触発されたものであることが推測される。

この他に篠崎謙次の「技術の考察」(「体育と競技」 昭和15年12月号)がある。

篠崎はこのなかで「技術とは何であるか。之を単に肉体の物理運動と観る事は勿論反射運動の如き生理学的な活動形式と考ふる事も、到底技術の本質を把握する事は出来ないであろう。吾々が技術の問題を論ぜんとするならば、その行動性、形式性の如き身体の本質に帰らなければならない。身体なき行動が考えられない如く技術に於ても身体なき技術はない。否技術は常に吾々が直面する行動の技術であり、身体的表現の技術でなければならぬ。行為をはなれて技術は真の技術たるを得ぬ。吾々が呼ぶところの技術から行為をはぎとって考えるならば、それは単なる客観的肉体の物理運動に過ぎないであろう」と述べるとともに、「技術が真に技術たる為には、その主体と共に働く意味的なものでなければならぬ」といい技術の主体的意味を問うている。

この観点から篠崎は、「機械技術と体育技術とは如何なる関係を結ぶのであるか」と述べ、体育技術の性格を「吾々は技術の基礎的一般的陶冶を以て体育技術と呼ぼう」と規定する一方、「型の技術」としてとらえて次のようにいつている。

「一般的な技術が道具に於て物を生産した如く、体育技術は身体に於て型を生産するといつてよいだろう。而も道具の外に物を生産するが如き方法でなく、型は自己の身体の中に生産せられる。一般的技術に於ては道具を媒介とする生産の技術である如く、体育技術は身体を媒介とする型の技術である。而も生産技術に於ては生産そのものが目標であった。而るに体育的技術に於ては、生産せられた固定的な型そのものが目標ではなく、無限に型を克服すべき能力及働が目標である。」

そして体育的技術は、「一般的な陶冶の意味に於て、技術に開く通路を形成する」ものであり、「技術に開く出口を形成する意味に於て、基礎的な技術の教育の一面を擔うものというべきである。」したがって「かゝる性能の陶冶をこそ体育的技術と称し得るとするならば、体育的技術の陶冶は一般的技術の形式陶冶としての一面をもつものたる事は最早うたがうを得ぬ」という。(同上誌 pp62～64)

- (63) 同書 成美堂 昭和11年 pp71～73
- (63) 同上書 P71
- (64) 同上書 P73

- (65) 同上書 p 76
- (66) 同上書 p 76~77
- (67) 同上書 pp77~78
- (68) 同上書 p 79
- (69) 同上書 pp81~82
- (70) 同上書 pp16~22

- (71) 「体育と競技」 昭和12年4月号 pp14~24

このほか大石は、「現代体育の諸問題」(「体育と競技」 昭和15年10月号)のなかで「世界史的役割を演じつゝあるわが日本がその行動的要素としての国民の体育的錬成に対してどれだけの真剣さをもって、如何によってなされるのではなくして、むしろ国家的意識から起ったところの意志の発動をまけて実行せられるように組織立てることが重要な問題となって来る」と述べている。(p 22)

- (72) 「日本人体格の諸問題」 「体育と競技」 昭和12年4月号 p 2
- (73) 同上誌 p 21
- (74) 同上誌 pp27~28
- (75) 同上誌 p 31

その他この特集には次のような論稿がある。「普ねく実行主義を提言す」 山本壽延 「積極策の実施を要望す」 岩野次郎 「体育を義務制とせよ」 高尾卯之助 「女性をして活躍せしめ」 須田四郎 「体操の国家的強制と国民精神」 稲垣三郎 「社会体育の振興に完璧を期せ」 佐々間敬三

- (76) 「体育と競技」 昭和14年10月号 pp 2~3
- (77) 同論文(一) 「体育と競技」 昭和15年5月号 pp 7~8 原文のまま。
- (78) 同上誌 p 9
- (79) 同上誌 p 9
- (80) 同上誌 p 9
- (81) 同上誌 p 10
- (82) 同上誌 p 10
- (83) 同上誌 p 11
- (84) 同論文(二) 「体育と競技」 昭和15年6月号 p 9
- (85) 「体育と競技」 昭和14年5月号 pp 8~9
- (86) 「教育」 第5巻 第9号 昭和12年9月 pp110~114

この他体力問題を社会、経済的観点から論究したものに赤坂静也 「徴兵検査の再検討」(「教育」 第5巻 第一号 昭和12年1月)がある。このなかで彼が従来の体力問題がせいぜい個体の自然的成長の問題に留まっている点を指摘したことは注目されてよい。すなわち赤坂は、現在の体力問題は「自然現象としての体力を対象として居るに過ぎない。適齡(徴兵——註)低下問題と体力問題とは確かに密接な関係はあるが、それは文化現象としての体力に関係があるので、自然現象としての体力とは直接の関係はない」ことを指摘するとともに、「現在の体力問題に関する研究は総て此の範囲に属する問題のみを考察して居るのである。従つて体力問題と言へば、直ちに個体的体力問題と考えられるのである」と述べている。(同上誌 pp85~89)

- (87) 「体育と競技」 11月号 pp 2~5
- (88) 同上誌 pp 9~10
- (89) 同上誌 pp11~12
- (90) 同上誌 pp 6~7
- (91) 「体育と競技」 pp37~39
- (92) 「体育と競技」 11月号 pp23~27
- (93) 「体育と競技」 3月号 pp53~56

川本は「混乱と秩序——今年のスポーツ界回顧」(「体育と競技」 昭和14年12月号)のなかでも皇道主義スポーツ観を批判している。少々長くなるが引用しておきたい。

「厚生省が出来てから、日本の体育行政は厚生、文部両省のもとにハッキリ二元化の形をとった。文部省ではその所管する学生スポーツに対しては、よかれあしかれ、とにかくこれをスポーツとして認識する立場

から、これに検討を加え、指導統制を試みようとするかの如くであった。しかし厚生省では、スポーツに対しては、というよりも、むしろ体育そのものに対してすら、頭から素人的な認識と態度とを以て臨んだとしかいえない。いいかえれば、厚生省では『国民体位向上』という題目の前には、結核予防も乳児保健も、体操も武道も、厚生運動も体力章検定も、何もかもが混沌として渦を巻き、当局者はたゞもう無我夢中にその渦の中に身を捲き込まれて、体育やスポーツの本質を見極めるなどは到底思いもよらぬ有様になってしまったのだ。溺れる者はの譬えの如く、こゝえ例えば武道偏重論が勢いよく投げられれば、必死の形相でこれにカジリつく。この辺にわれわれは否応もなく、体育に対する認識の憐むべき貧困さを見せつけられたのである。

神宮大会の演技種目を選定すべく開かれた厚生省の体育審議会では、一部の委員がしきりに武道尊重論を力説し、彼等のいわゆる『外来スポーツ』はまるで日本精神のヌケガラであるとするかのような見方を披露した。このような考え方は、何か時局的なイデオロギーを製造しようとしていた厚生省当局に相当高く買われたようである。

こうして急造された厚生省的スポーツ観は、ともすれば、従来スポーツに形式的な変化を求めてみたり、更に従来スポーツに対して、狭い主観に基いた選り好みを取って、甚だしきに至っては既存のスポーツに対し、奨励すべきものと然らざるものとに分類しようとする意図を持つことすら観取された。もとより現在の日本のスポーツ界には種目の問題にしても、なお大いに検討すべき余地が残されている。しかしこの問題は、そのような俄か慥らへのスポーツ観によっては微塵も解決されるものではない。(中略) 今日、スポーツに対するわれわれの理念は、一口にいえば一切の文化とともに、国家民族の発展の方向に沿って、その本質的なものを役立たせるということにつきる。日本人のやるスポーツに、日本人的精神がないとかあるとか、そんな愚劣な問題にとり合っている暇はないのである。但し、よくいわれる『日本文化の宣揚』ということは、決して日本独特のものを、ひとりよがりに見せびらかすことではなくて、世界的に交流する文化の中に、日本独自のものを活かしてゆくことだという考え方を強調しておきたい。(中略) 事変以来、世の中で妙に内容の空疎な形式的なことが流行している。形式は内容の伴ったときには、はじめて人の心をゆり動かすのであるが、近頃われわれの周囲に見うけられるのは、一種の形式主義の氾濫である。むろん、体育やスポーツの方面にもこの流れが及んでいる。その二、三の例——文部省から『一本勝負』という意見が飛出した。一本勝負ということは、競技し、試合する者の『心構え』として唱導する限りにおいては、一つの卓抜した意見である。ところが一本勝負の理窟から、野球一試合や水泳一発レースを発売し、実行させようとなると、これはもはや単なる形式主義のとりこでしかなくなってしまう。

神宮大会の青年団陸上競技は、陸上競技と称しながら、今年は国防競技の真似ごとをやった。そして惨澹たる失敗を演じてしまったが、これなどは極端な形式主義の唾うべき一例である。

また最近はずべてのスポーツ的な行事で、式典が重視されている。神宮大会でも、厚生省では初めから式典を表看板にしたくらいである。しかしこれも余程気をつけないと、中味のない殻だけのものになってしまう。宮城遙拝とか黙禱とかいうことを千遍一律にくり返してゆくと、式典としての感銘をいつまでも維持してゆくことは困難になってくる。(中略) 要するに、われわれは今年のスポーツ界から、もっぱら『混乱』という印象をうけた。」(同上誌 pp74~78)

ちなみにベルリン大会をきっかけに体力向上論が巻き起り、それが国民体力政策を生み、かつまた国民体位の向上が官民一体のスローガンとなったとの川本の分析は、戦後の東京大会を契機とした体力論の動向と近似している。

(94) いずれも「体育と競技」 昭和14年8月号

(95) 同上誌 p 5

(96) 同上誌 pp5~6

(97) いずれも「体育と競技」 昭和15年11月号

この新体制運動の性格は次のようにとらえることができよう。つまり「日中戦争が満州事変と太平洋戦争(大東亜戦争)の中間の時期にあたり、局地戦争から世界戦争への橋渡しとなったように、昭和十二年から十七年にかけて盛り上げられてくる新体制=大政翼賛運動はかつての急進左翼の弾圧と転向、また急進ファシストの跳梁の時期と、一切の自主的思想に対する徹底した圧迫、言論表現の統制によって思想そのものが窒息しようとしたその後の時期との中間にあたり、主として自由主義的思想家達の転向・便乗を生み出し、

同時に自主的組織の完全な解体、翼賛組織への転身を結果した。この運動を通じて舞台は一転し、〈暗黒の時代〉が開幕するのである。」「近代日本思想史講座 1」伊藤整 家永三郎編 筑摩書房 昭和34年 P322)

- (98) 同上誌 P 3  
 (99) 「体育と競技」 昭和15年4月号 pp2～4  
 (100) 「体育と競技」 昭和15年6月号 巻頭言  
 (101) 「体育と競技」 昭和15年10月号 pp2～7  
 (102) 「教育学研究」 第15巻 第11号 昭和15年11月  
 (103) 「教育学研究」 第15巻 第12号 昭和15年12月  
 (104) 「鍛錬と養護（「体錬科に就いて」の其の一）」 P49  
 (105) 前掲書 成美堂 昭和11年 P201  
 (106) 同上書 P202  
 (107) 同上書 P202  
 (108) 同上書 P202  
 (109) 同上書 P204  
 (110) 同上書 P204  
 (111) 同上書 P219  
 (112) 「小学校体育」 昭和12年9月号 pp22～27  
 (113) 「小学校体育」 昭和14年1月号 pp30～36 原文のまま。

「新要目準拠 体操の遊戯化」（小学校体育研究会著 三友社 昭和11年）においても(1)体操の生活化（心理的自然化，総合化，律動化）と(2)体操の遊戯化が強調され，その方法として「物語体操」（鬼ヶ島征伐，因幡の兎等），「象形運動」（日章旗等），「体育劇」（兵隊さんの点呼等）をあげるとともに，方法原則について次のようにいっている。

「『干からびた』体操に『<sup>うるおい</sup>潤』を興え，子どもの感覚と筋肉との様々の連絡，言いかえれば運動の通路を作ることが必要である。それにはなるべく彼等の自然生活を体操に入れて，自然的，総合的，律動的に取扱い子どもの生命にびったりと触れた，心からなる運動生活を整形的な体操にまで統制して行くのである。』（同上書 pp1～2）

「教材の遊戯化をするのではなくして遊戯や自然運動を教材化し，形式化し，様式化するのである。これを子どもの学習からいえば発生的発動学習であり，教える側からいえば構成的立場を持つ指導法であって，かの号令一つで，すべての子どもを同様に，器械的に動かしていた体操と比べ合せて昔，太陽が地球を廻転していた以上なコペルニクス的な大転回である。』（同上書 P8）

まさに自然体操の日本主義化というほかはなく，また方法主義が典型化されている。

- (114) 「要目を繞る視学の越権が表面化せる東京市学校体育の解剖！」「小学校体育」 昭和12年10月号 pp89～90  
 (115) 同上誌 pp91～92 傍点同誌記者  
 (116) 同上誌 P92 傍点同誌記者

## 参 考 文 献

- 「近代日本学校体育史」 竹之下休蔵 岸野雄三 東洋館出版社 昭和34  
 「体育史」 世界教育史大系31 梅根悟監修 世界教育史研究会編 講談社 昭和50年  
 「日本教育史Ⅲ」 世界教育史大系3 梅根悟監修 世界教育史研究会編 講談社 昭和51年  
 「現代日本教育実践史」 海老原治善 明治図書 1975  
 拙稿「スポーツの身体論（II）」 鳥取大学教育学部研究報告 教育科学 第22巻 第2号 昭和55年  
 「統現代日本教育政策史」 海老原治善 三一書房 昭和42年

(昭和58年4月30日受理)